

那監公表第7号
令和6年2月15日

那覇市監査委員 上地英之
同 宮城哲
同 城間貞
同 前泊美紀

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和4年度及び令和3年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別添のとおり公表します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和4年度テーマ】
出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について

合計(件数)		措置状況		
指摘の件数	改善の必要性	処理区分		件数
		整理済み	取組中(A) 未措置	
32	要	16	16	16
	不要	—	0	0
181	改善の必要性	処理区分		件数
	要	整理事業 70	取組中(A) 76	
149	不要	—	0	3
				3

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和4年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

- (1) 「改善の必要性」欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討がされた案件について記載されます。
- (4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。
- (5) 「処理区分欄」には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市考の考え方が整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善の必要性が改善できなかった場合は「未指置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項…監査人として自治体では正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

令和4年度報告書分 外 部 監 査 改 善 措 置 票							
ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	
14	都市計画課	52 78	指摘事項	○沖縄都市モノレール株式会社 ○跡地整備事業を実施する際の見積書入手法が契約事務規程を遵守していない。 合と3年度重同保守義務委託において入手し ていた見積書は予定価格算定のための参考見 積書(令和4年2月1日付)であり、沖縄都市モ ノレール(株)の契約事務規程第23条に定める見 積合戦ひための見積書を入手していない。契 約事務規程第23条に従い、見積り合わせをする ための見積書を入手すべきである。	要	契約事務規程第23条に従い、見積り合わせをする ための見積書を入手すべき指導書を入手す ます。	令和5年度 契約事務規程第23条に従い、見積り合わせをする ための見積書を入手すべき書面にて通知して あります。
23	都市計画課	37 42 51 102	指摘事項	○泊ふ頭開発㈱会社 ○取締役(元市職員の取締役会社) ○泊ふ頭開発㈱の常務取締役(常勤)に、市の 退職流れ持続員、直派員及び市の元職員が、 連続して就任しているふ頭である。 株式会社の常務取締役として要求される知識、 経験が市役所での勤務経験によって獲得すべき とは考え難いため、市職員出身者が泊ふ頭開発 ㈱の常務取締役に最適な人材であつたこと、 市は、泊ふ頭開発㈱に半易に推薦者を候補す るのではなく、民間企業出身者を含め、よりふらさ わしい人材をいざなうべきであり、泊ふ頭開発㈱とどもに 十分に検討すべきであり、そのような検討を行 うべきである。また、民間企業出身者でふらわい人材 が見当たらなかった場合には、泊ふ頭開発㈱を推薦してまいりま す。	要	本市よりこれまで泊ふ頭開発㈱に派遣した職員等に ついては、取締役としてふらわい知識、技能、組織 マネジメント力、折衝力等を有するものとして適切に 推薦しております。本市としても、泊ふ頭開発㈱が必要とする 能力・知見を有する人材である等の観点から、十 分な検討を行った上で取締役を推薦してまいります。	令和5年度 泊ふ頭開発㈱の機能が十分發揮されその設立目 的を達成できるよう、同社の要請に基づき取締役 候補者を強化し、同社が求める能力や知見を有す る人材であるが等、十分に検討した上で、候補者 を推薦してまいります。

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票							
ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善の不要な理由	
26	都市計画課	37 53 104	指摘事項	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等に対するモニタリングを実施していない、 〔地方公共団体が、産官・産業・財政等の状況等を把握した上で、機能的かつ定期的に評価を行っており、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、当該指針に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。」 ・算三セクター等が行う事業の公益性、公益性、 採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法などの比較を行 う。 ・費用対効果に留意する。	要	泊ふ頭開発株式への定期的なモニタリングを行う体制を整備するとともに、事業状況、財務状況、経営状況等を継続的且つ定期的に評価するための具体的手段について、IDを踏まえ検討してまいります。	令和6年度 (実施後、その内容が記載されまち。)
30	都市計画課	37 54 106	指摘事項	【泊ふ頭開発株式会社】 ○「ファイナンスリース取引」の会計処理が誤っている 泊ふ頭開発株が令和3年10月にリース契約を締結している空冷ヒートポンプの買付取引について、会社計算規則で原則として買付取引ることが想定されているファイナンスリース取引に該当するものと考案される。 しかしながら、泊ふ頭開発株では、当該リース取引について、売買処理ではなく買付処理により会計処理を行ってしまっており、会社計算規則に照らしや適切な会計処理にならないからである。 泊ふ頭開発株は、会社計算規則等に基づき適切に会計処理する必要がある。	要	泊ふ頭開発株が、会社計算規則等の一般的に公正妥当な方針を示す旨を基づく適切に会計処理するよう指導しております。	令和5年度 令和4年度内に売買処理へ修正しております。

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
37	生涯学習課	46 51 113	指摘事項	○公益財団法人那覇市育英会について理事会の承認を得てない、会和3年度において、那覇市育英会の理事事が代表取締役を務める会社と那覇市育英会との間で取扱いが生じました。(複数機のリース取引。取引金額は592,680円。)	要	ご指摘があつた「利益相反取引」については令和5年3月16日実施の理事会にて既に承認済みであることを確認しております。	令和5年度	・令和5年7月21日に当該から育英会に対し、法令違反の発生防止のため参考例として、プロポーザル等の審査の際にチェック項目をもつくる等審査段階で確認する体制を整えています。また、今後は利益相反ではないという文言を追加するよう育英会に対し、指導を行っております。	処理済み
39	企画調査課	53 116	指摘事項	○公益財団法人那覇市育英会の一覽を入手したことから、一般財団法人へ、公益財団法人を含む。(第三セクター等が明確化した。	要	令和5年7月3日付け、総財公第48号(令和5年7月4日付)企市第396号「令和5年度第二セクター等の状況に關する調査についての照会があり、記載漏れのものもつた団体を第三セクターとして回覧いたしました。当該回答により記載漏れを正しました。	令和5年度	令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に關する調査についての照会」により、記載漏れについては、是正いたしました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
40	生涯学習課	37 53 117	指摘事項	【公益財団法人那覇市育英会】 ○第三セクターに対するモニタリングを実施していない、市は、定期的に評価を実施する必要がある。また、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第2、1(3)に記載されている以下(3)点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。 ○第二セクター等が行う事業の公益性、公益生、保育性及び将来見通し等を十分に留意する。 ○第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。 ・費用対効果に留意する。	要	第三セクター等に関する所管部署である企画調整課等、調整を行なながらモニタリング実施に取り組みます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
45	生涯学習課	37 55 122	指摘事項	【公益財団法人那覇市育英会】 ○貸付積立金に複数財源の資金が混在している現状、貸付積立預金の中に、法人の運営資金にも使用可能な法人の出資金と、使途が付せ金に限定されている支払資金が混在しているにもかかわらず、その内訳金額は不明であった。このような状況においては、企業や個人からの寄付金を法、寄付者の意向にそぐわない寄付金の使用を行なってしまった結果である。 したがって、那覇市育英会は過去の入出金履歴等に基づき、貸付金積立預金登録の貯金預り立証券を用いて、使途を行なべきである。 また、財務諸表の利用者に誤解を与えることを防ぐためには、市からの出資金部分について別な勘定科目を使用することが望ましいと考えられるため、検討されたい。	要	那覇市育英会及び当課にて協議した結果、那覇市育英会において会計に関する内部規定を策定し、ご指導の折からの出資金については別の勘定科目を設けるなど検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性 改善の必要性	改善計画又は改善の理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
50	ちやーがん じゅう課	46 51 130	指摘 事項	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている シルバー人材センターの判断においては、1年以上会費を滞納した場合は会員資格を喪失する定めているが、実際の運用上は、過半の理事会において会員資格喪失となる要件を3年以上とするなどして、当時の理事会の決定を継続して適用しているとのことです。 シルバー人材センターは、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の趣旨は、会員登録喪失件数の届出を年3年以上とする内容で定期検査を行なうことを定めた規定や、市議会総会の決議を得る、といった対応を施されています。 また、市は、シルバー人材センターが定めた一般社団法人に対する法律の趣旨に合致した運営を行なうべきである。	要 要	他シルバー人材センターの情報を収集し、改善計画を作成したいと考えております。 市は、モニタリングの際、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行なうかどうか、確認を行ないます。	令和7年度 令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
52	企画調整課	53 134	指摘 事項	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○公益社団法人が第三セクター等に該当するか否か、の判定に誤りがある 市が把握している令和3年度の第三セクター等の一覧表を入手したこと、「一般社団法人・一般財團法人(公益社団法人)」が記載されていることが判明した。 第三セクター等に該当する「地方公共団体が出資している一般社団法人・一般財團法人(公益社団法人・公益財團法人)」が明記されているため、市の状況は当該指針に照らして妥当ではない。 市は、一般財團法人(公益社団法人)、一般財團法人(公益財團法人)を含む。(のうち、基本法その他これらに準するものの25%以上の出資を行っている法人について、原則として第三セクター等の範囲に含めた上で、当該第三セクター等の権益全般が維持されるよう、当該第三セクター等を把握し、適切な開示を行なうことが必要である。)	要 要	令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に對する調査について」の「国・県からの照会により、市内へ調査を実施し、記載漏れについては、是正いたしました。	令和5年度 令和5年度	金子第48号(令和5年7月4日付け)、総財公第48号(令和5年7月4日付け)、企第96号(令和5年度第三セクター等の状況に對する調査について)の照会があり、記載漏れのあった回答を第三セクターとして是正しました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
53	ちやーかん じゅう課	37 53 135	指摘 事項	(会計仕様書入判定基準シルバー人材センター) ○第三セクターに対するモニタリングを実施していない。 市は、シルバー人材センターを運営する第三セクター等に含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。 なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単年に1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分である、第三セクター等に関する総括評議として評価と実施する必要があるため、留意されたい。 第三セクター等が行う事業の公益性、公正性、採算性及び将来見通し等を十分に審査する。 ○費用対効果に留意する。	要	他市町村の第三セクターに対するモニタリングに関する情報収集し、第三セクター等に関する総括評議を行なう。(実施後、その内容が記載されます。)	令和7年度		取組中
82	保健総務課	55 167	指摘 事項	(地方独立行政法人・那覇市立病院) ○固定資産の異物確認が不十分 ○地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理制度規程第27条において、那覇市立病院の固定資産管理責任者は、定期かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳を照合しなければならない、「誤合」の結果、差異のあるもの又は損耗の著しいもののについて、その差異原因を調査しなければならないことと規定されている。 そこで、那覇市立病院に対し、令和3年度の固定資産実査状況を質問したことところ、固定資産実査を実施したことと明確に示す資料は作成されていなかった。 那覇市立病院は、固定資産管理制度規程に基づき定期かつ随時に固定資産実査を行なう。実査の結果、陰性判断が必要と判断した場合には、会計処理を行なう必要がある。	要	建替に向けて各現場と今後の機器購入及び削減についてアドバイスが行われる予定です。 この機会に、固定資産管理の重要性を現場スタッフに認識してもらいたい、異物と固定資産台帳を照合をします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
84	保健総務課	55 168	指摘 事項	[地方独立行政法人、那霸市立病院] ○資産管理ラベルが貼付されていない、固定資産があつた。[地方独立行政法人、那霸市立病院] 固定資産の現物確認を行つたところ、管掌理番号が記載された資産台帳が貼付され、ない固定資産が2件存在した。	要	剥がれやすいため、ラベルが貼付されてしまったため、平成27年以降に改置した固定資産が剥がれにいたる。特に改置し貼付位置も工夫していない。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
85	保健総務課	55 169	指摘 事項	[地方独立行政法人、那霸市立病院] ○美地と異地の差別化が当面において、たな卸当日(3月31日)の消費分をシステム入力前(たな卸を実施していなかったため、システムで管理する簿上の被用高と現物との差異(以下、たな卸差異)が生じていた。また、たな卸差異が生じることに加え、たな卸差異の原因で業務が生じることに加え、たな卸差異が生じたうえで、日々の入出庫に関する取り扱いを含む美地的な卸手頭を明確化したうえで、美地となる卸マニュアルである「那霸市立病院・美地となる卸に関する事務取扱要領」に反映し、手順を徹底されたい。	要	令和5年度 その他の薬剤管理制度システムが漸々立ち上がり、その體育を進めておりますが、その中で、船削しまでの輸送するノズルも管理機能の強化を予定しています。また、その中で、たな卸当日における消費分についても適切に処理されるようチェック体制を確立してまいります。そして、薬剤管理制度がシームレスなタイミングで事地側卸手頭と連携して、「那霸市立病院実地卸手頭に関する事務取扱要領」に反映して、手順を徹底して反映してまいります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
87	保健総務課	55 170	指摘 事項	[地方独立行政法人、那霸市立病院] ○貸倒引当金の対象となる未収金が継続的に集計されない。[地方独立行政法人、那霸市立病院] の健診診断による未収金を別システムで管理していることに起因して、当該未収金が貸倒引当金算定上に集計されなくなってしまった。そのため、貸倒損失及び貸倒引当金算定上への未収金残高に対する損失が発生した。そのため、未収金減少や公費措置などなどを除いて、すべての未収金残高を貸倒引当金算定上の未収金残高に集計すべきである。	要	医事と健診の未収金について、同じシステム上で管掌を行ふ事は実現上不可能になります。過少計上によっては、未収金残高の未収金について、貸倒引当金算定上の未収金残高に集計する様に対応します。また、「公費」の会計に対する対応が難しくなります。	令和5年度	健診診断の未収金に係る貸倒引当金の過少計上については、財務グループのマニエラが整備を行って改善済みです。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善の不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
96	まちづくり協働推進課	60 185	指摘 事項	[協働によるまちづくり推進事業] ○事業報告書の内容に不備がある 令和3年度事業報告書は、以下の状況であった。 ●実施した活動（事業内容）ごとに参加人数、 ●実施した活動（事業内容）を時系列で列挙するのみであり、その成果に全く言及がない。 ●事業報告書があるが、すべて空白である。 いずれも、事業の評価はほどよいが、次年度以降の予算策定の根拠となる重要な情報であるしかし、現状では、事業評価の美効性及び予算策定の妥当性に疑義が発生すると見受けられる。 合理的な成績指標を設定したうえで実施すべき活動を計画し、その活動の成り果を適切に評価し、かつ次年度以降の予算策定の根拠となるよう事業報告書の改訂と必要な情報を記入を徹底されたい。	要	事業報告書における記載欄への記入につきましては、人數や所要金額など、記載欄への記入を是正しております。令和4年度の事業報告書につきましては、人數や所要金額など、記載欄への記入を是正しております。 令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。 その中で、今後の当協議会との意見交換会において検討していく予定です。	令和5年度	令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。 その中で、今後の当協議会との意見交換会について検討している予定です。	取組中
100	福祉政策課	59 194	指摘 事項	那覇市社会福祉協議会補助金事業 ○補助金の算定期が補助金交付要綱に定められていない 本事業における那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱を開設したこと、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定期、算定期補助金額に規定されていないかった。 現状の補助金交付要綱は、那覇市の補助金に関するがドラインが適用されている内容などは言い難く、補助金が不明確になってしまっている。 したがって、市は、補助金交付要綱に、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定期(算定期基準)を明記すべきである。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定期限の明確化を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
101	福祉政策課	60 195	指摘 事項	那覇市社会福祉協議会補助金事業 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない 市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)を検査時に確認してもららず、検査の一部を法人の監事監査に依頼している状態であった。 しかししながら、社会福祉法人への監査による監査はあくまでも、法人の内部的な監査であり、このようないくつかの補助金を受ける際の内部的な監査に市における独立性や客觀性が担保できなかつて適切な方法とは言い難い。 那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定期限の明確化を行います。 検査時に根拠資料の確認を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
105	福祉政策課	60 200	指摘事項	那霸市民委員会監査会補助金事業 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 本市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)を検査時、確認しておらず、検査の一冊を法人の監事監査に依頼している状態であった。	要	補助金が適切に執行されているか、検査の際に根拠資料の確認を行います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
108	ちやーがん じゅう懇	47 61 206	指摘事項	【腫瘍老人ホーム補助金事業】 ○資金的余裕に対する補助金交付の妥当性検査が不十分。 本事業の補助対象事業者である社会福祉法人懇友会、ケアハウス等の届け出金による社会福祉法人懇友会事業費を認定したこと、資金的に余裕がある状況に見受けられる。 本事業の補助金では補助金には該当しないものと答える。 現状の市の財政では、那霸市の補助金に関するガイドラインでは、那霸市の補助金について、本市は、本事業の補助金について、那霸市との補助金に附するガイドライン、(2)1③の趣旨を十分に考慮の上で、減額又は停止について検討された。また、那霸市は大島町など観光地でもある。 本市全体の歳出構成が大幅的な観光地でもある。	要	補助金の交付にあたっては、ガドライバに頭をもつて難従事だね。必要があるとしたら、物価基準等による運営費の増加により、団体が運営費がかかる状況においても、団体の財政状況を勘案し、厳格に判断してまいります。	—	—	処理済み
114	商工農水課	59 218	指摘事項	離島漁業再生支援事業 ○補助金予算額算定方法に限りがある。 海苔漁業延景は漁業革新からの提出資料、交付単価は「水産関係地方公共団体交付金等実施要領の適用について」と致しましたが、漁業生産密度係数に影響がなかったが、結果的に交付限度額計算の数式に影響がなかったが、結果がべきである。	要	交付限度額計算数式に一部誤り(四捨五入の桁数)があつたため、修正しました。	令和5年度	交付限度額計算数式の修正しました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
118	商工農水課	59 229	指摘 事項	那霸商工会議所事業費助成事業】 ○補助金の象徴的な考え方を妥当でない。 那霸市補助金等交付規則第3条において、補助金は公益上の必要な支出しに限定され、その範囲は公的機関によるものに限られる。また、年動産収益等にかかる費用は補助金とすべきであるが、年動産収益等にかかる費用は補助金を充当するか否かに關わらず補助対象経費とすべきではない。また、今年度は経済産業省移行を行なう場合、年動産収益等にかかる費用も例年補助金の象徴的な考え方によるものである。このように費用の入出金のみで参加する相談旅行にかかる費用も公益性は認められるがどうか及び補助対象経費に含めるべきかについても合わせて検証すべきである。	要	今年度は経済産業省移行を行なう場合、年動産収益等にかかる費用も例年補助金の象徴的な考え方によるものである。このように費用の入出金のみで参加する相談旅行にかかる費用も公益性は認められるがどうか及び補助対象経費に含めるべきかについても合わせて検証すべきである。	令和5年度	令和5年度補助対象経費より経済産業省移行に關する経費を削除しました。	処理済み
119	商工農水課	59 229	指摘 事項	那霸商工会議所事業費助成事業】 ○補助金の算定期間が補助金交付要綱に定められていない。 本事業における那霸市商工振興助成金交付要綱において、補助金の算定期間については「予算の範囲内に補助金の算定期間につき、申請されたものにて商工団体に補助金を交付する」と記載されているのみで、明確な算定期間は規定されておらず、那霸市では補助金を交付するがトライシングが適用されないかった。那霸市商工業振興助成金交付要綱において、補助金の算定期間となる補助率上限を記載するよう要請を改定されたい。 那霸市商工业振興助成金交付要綱に補助率上限を記載しようとする際、1/2を超える補助率上限を設定するのであれば、その妥当性を十分に説明できるようにしておく必要がある。	要	その内容は多岐にわたるため、各事業の内容に応じて補助率や補助額を決定しております。要綱改正について検討いたしました。	令和6年度	過去の実績を整理したうえで、要綱改正について検討いたしました。	処理中
120	商工農水課	61 230	指摘 事項	那霸商工会議所事業費助成事業】 ○事業内容変更時に許認更申請書類を入手していない。 会員3年度における本事業については、コロナウイルスの流行等の理由により、当初事業計画と実際の事業実施内容が大きく異なることなどから、市は、那霸商工会議所より変更等承認申請書を入手することを失念していました。市としても、事業進行状況等の情報共有に努め、補助金交付要綱に大きな変更が生じる可能性のある事業者が生じている場合には、変更等承認申請書類を提出するよう、事業者を指導する必要があります。また、変更後の事業計画内容が、補助金交付要綱に合致する内容になっているか、改めて検証する必要がある。	要	那霸商工会議所に対し、交付決定時の交付条件内容を遵守するよう指導しました。市とともに、事業進行状況等の情報共有に努め、補助金交付要綱に合致する内容となっているか確認をしながら事業を実施して参ります。	令和5年度	那霸商工会議所に対するよう指導しました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
121	商工農水課	61 230	指摘 事項	那霸商工会議所事業費助成事業】 ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除率に関する取扱いの足りない点について、那霸市商工業振興課財政課は、補助金に係る消費税等の仕入税額控除率には、補助金に係る消費税等の仕入税額控除率を停止する措置が講じられていない。 したがって、市は、那霸市商工業振興課財政課の仕入税額控除率を改定し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除率に関する規定期を追加すべきである。	要	那霸商工会議所においては、特定収入が5%を超えたため、仕入控除税額の調整計算を行った上で申請しております。本補助金による仕入税額控除率(は)という報告を受けております。補助金過大交付へのリスクを防止する措置が講じられていない。 したがって、市は、那霸市商工業振興課財政課の仕入税額控除率に関する規定期の追加については、他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。	合和6年度	他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。	取組中
128	生涯学習課	60 247	指摘 事項	那霸市育英会運営補助金】 ○検査における補助対象経費の確認漏れが生じていること、補助対象経費の計上根拠資料を確認したことによる生産性の根拠資料がある令和3年度給与等月別合一覧表が集積報告書に添付されているのみで、その他他の補助対象経費に係る計上根拠資料は入手していないことから、 補助対象経費の一括による根拠資料の照合を実施していない状況が見受けられるが、那霸市補助金等交付規則を遵守しているとは言えない。 したがって、市は、事務の審査又は現地調査により入件費以外の補助対象経費について請求書や領収書等の根拠資料を確認する必要がある。	要	那霸市育英会に対して、毎年度、精算時ににおいて、補助対象経費すべての領収書等の根拠資料を提出させた上で、検査しております。	合和5年度	那霸市育英会へ令和4年度事業精算時(令和5年3月末)から、補助対象経費すべての領収書等の根拠資料を提出させ、検査です。	処理済み
132	ちやーかんし じゅう課	60 251	指摘 事項	那霸市じゅーかんじゅう課補助金】 ○検査における補助対象経費の根拠資料を確認していない、 市は、財政対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)は検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監査監査に依頼している状態であった。 しかししながら、公益社団法人への監査における監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助資金を受ける際の内規的な監査にて行う検査の一部を依頼しているという状況は、検査における独立性や客觀性が担保できず、適切な方法とは言い難く、那霸市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。	要	補助対象経費の根拠資料について、今後は検査の際に現地にて確認を行ふようにします。	合和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
137	保健総務課	59 261	指摘事項	【病院事業運営費交付金(新型コロナ関連)】 ○「運営費交付金の予算額算定根拠が無い、資料には明確な根拠が示されていないが、当該予算額の根拠や算定根拠は、別途存在しているが、該当根拠に該当する理由について、質問したが、明確な根拠は得られなかった。」	要	—	—	—	以後、交付金交付の必要性が高いと判断された場合、病院と医療機関による予算措置を行よう努めます。
141	道路管理課	63 269	指摘事項	【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】 ○委託契約書に再委託制限条項が記載されているにもかかわらず、再委託を行っている。 本委託業務に係る契約書(沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託契約書)第5条2項によれば、契約の主たる業務を再委託してはならない旨が規定されている。 しかしながら、以下の通り、委託費総額に占める再委託割合が892.1%と、本委託業務の大半が再委託されてしまう。委託契約書の記載内容と実態が乖離している。 沖縄都市モノレール㈱においては、沖縄都市モノレールの業務の中には専門的知識や経験が求められる業務があるという二点を踏まえ、再委託することと自体は特段問題はない。しかし、再委託されるため、会後も再委託により業務を実施するのであれば、契約書の内容を修正し、主たる業務であっても再委託を可能との契約内容にすべきである。	要	（令和5年6月時点において、沖縄都市モノレール（株）と契約的断りについて協議中であり、令和6年度契約までに、内容を修正し、適切な内容で契約をしたいと考えております。） （実施後、その内容が記載されます。）	令和6年度	令和6年度度取組中	

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善の不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
147	公園管理課	64 279	指摘 事項	都府公園施設管理業務委託】 ○業務行為基準に定める書類の像似に不備がある 仕候事11.において、受注者は「暴力西密接 関係者をが発注事務から排除するため、別途誓 約書兼同意書を公園管理課へ提出しなければ ならない。」また、受注者は「その旨、全ての当 該工事監理者に通知されなければならない。」と の規定がある。業務受託者であるシルバー人材セ ンターは、業務行為基準から誓約書兼同意書に 対しておらず、仕様書通りの運用 がなされていない。 本業務において、シルバー人材センターから会員へ 会員への委任により行われるシルバー人材セ ンターは、シルバー人材センターから会員へ 記載されている誓約書兼同意書を業務に従事さ れる会員から像取すべしである。 したがって、シルバー人材センターは同意事 件の再委託	要	業務受託者であるシルバー人材センターに対して、 業務行為基準に従事させる全ての会員から誓約書兼 同意書を像取させます。	令和5年度 R5年度より、業務受託者であるシルバー人材セ ンターへ、業務に従事させる全ての会員から誓約書 兼同意書を像取させました。	令和5年度 R5年度より、業務受託者であるシルバー人材セ ンターへ、業務に従事させる全ての会員から誓約書 兼同意書を像取させました。	処理済み
154	ちやーがん じゅう課	64 292	指摘 事項	那覇市津波避難ゾーンにおける介護予防普及啓 発事業及び地域介護予防活動介護事業】 ○業務の一一部が履行されていないにもかかわら ず、委託料が全額支払われている 令和3年度は新型コロナの感染防止の観点から、 市は指示により介護予防事業講座を5ヶ月程 休止させていたところ、5ヶ月後も講座を継続して 行なっている。この期間、委託料がシルバー人材セ ンターに支払われていた。しかし、このことであるが、(にもか かわらず、市は優然と講師謝金分の委託料がシル バー人材センターに支払っており不適切である。 市は、このことなどな場合、シルバー人材センターへ 協議し、委託契約の内容を変更し、講座休講期 間における介護予防ホールの管理業務のみ を委託する等の措置を講じるべきであった。	要	今年度契約より、委託料に賃額が生じたときは、委 託料にこれを用いて返還しなければならないことや、委 託料の一部を前年の実績報告書を添えて請求書に 取り市に請求するなどを契約書に明記しました。	令和5年度 左記の改善計画内容を明記しました。	令和5年度 左記の改善計画内容を明記しました。	処理済み
155	ちやーがん じゅう課	63 292	指摘 事項	那覇市津波避難ゾーンにおける介護予防普及啓 発事業及び地域介護予防活動介護事業】 ○随時契約の契約内容が公開されていなし、 市のHP上で本契約の契約後の背景、契約者の 名称、契約理由、等)が記載されていなかっ た。 市は、那覇市契約規則第1条に從い、随意契 約に関する情報を漏れなくHP上で公表する必要 がある。	要	今年度契約における指摘事項については、市HP にて契約前、契約後ともに公表しています。	令和5年度 左記の改善計画内容を市HPに明記しました。	令和5年度 左記の改善計画内容を市HPに明記しました。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	質番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	企画調整課	36	意見	全般的意見1. 第三セクター等の範囲に誤りがある。	要	○市は、第三セクター等に関する総務省指針等の範囲を踏まえ、改めて第三セクター等に関する調査等の正確性についての照会によれば、是正いたしました。	令和6年度	令和5年7月3日付け、企財公第48号(令和6年7月4日交付、企財第96号)(令和5年度第三セクター等の状況に関する調査についての照会により、当該回答により記載漏れについては、是正いたしました。)	取組中
2	企画調整課	38	意見	全般的意見2. 第三セクター等に関する経営指針の適用が不十分。	要	○市は、第三セクター等の運営に関する法人任せにする必要がある点においては、十分留意する必要がある一方で、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行するべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する財政的又は人材支援が必要となる場合を促す必要がある点にも留意が必要である。また、市が第三セクター等に適切に関わるにあたり、市独自の第三セクター等開拓・指針を策定することを検討されたい。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
3	企画調整課	40	意見	全般的意見3. 出資に関する出口戦略の明確化。	要	○市は総務省に第三セクター等が行う事業の公益性、公益性和平見通し等を十分に検査した上で、第三セクター等の出資に関する「出口戦略」を明確化する必要があると考える。また、市が関わった財源を有効活用するという観点からも、自立した経営が可能な法人に対しては、出資を継続するのではなく、出資を解消し他の事業への転換を振り向ける、ともに検討すべきである。そのため、出資額を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
4	企画調整課	42	意見	【企観的意見4. 第三セクター等にふさわしい役職員の選任】 ○市の長や市職員（元職を含む）が第三セクター等の役職員に就任する際に、他の選択肢を含めた検討が十分に実施されていないと判断される事例や、実際の業務状況が職務を果たしていると言え難い事例が発見された。 また、元市長や市の元職員が、市職員退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することには、過大な期待であるとの懸念でではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの誤解を市民に与えてしまう可能性があると考えられるため、この点を含め、元市長や市の元職員が第三セクター等の役職員に就任することは慎重に判断すべきである。	要	上記、第三セクター等閲与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
5	企画調整課	46	意見	【企観的意見5. 法令遵守体制の強化】 ○市は、第三セクター等に適切に開示する必要があることから、上記の配載内容を含め、第三セクター等の法令遵守体制が適切かどうかについて、継続的にモニタリングする必要がある。	要	上記、第三セクター等閲与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
6	企画調整課	47	意見	【企観的意見6. 財政的援助は真に必要なに限定すべき】 ○監査を実施した結果、財政的支援が真に必要であつたかどうかについて疑問が生じた事業が複数発見された。 今後、少子高齢化が進行することにより、現役世代の減少による税収減少や高齢者の増加に伴う社会福祉費の増加も想定されることから、市の財政状況は一層厳しさを増すことも考えられる。市は、今一度、財政的援助事業についてゼロベースで見直し、援助の必要性及び事業廃止や援助額の減額の可能性について検討することが強く望まれる。	要	那覇市補助金交付規則に基き実施される補助事業について、補助の必要性、公益性及び補助率の適正性等の基準で検証を行うとともに、当事業を所管する部局に対して補助金の適正化を図るよう求めます。	令和5年度	令和6年度実施計画策定作業において、関係職員に対する補助事業について、補助の必要性、公益性及び補助率の適正性等の基準で検証を行って、当事業を所管する部局に対して補助金の適正化を図るよう求めます。	企観的意見

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
7	企画調整課	48	意見	【全般】意見7.成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある。 ○事業の実績を実施しなければならない理由は、以下の通りである。 ①最大の効果を上げるかどうかを判定するため。 ②市民への説明責任を果たすため。 ③事業改善の判断を適切に実施するため。 ④事業の機能的な改悪のため。 しかししながら、成里、目標設定及び事業評価に改善の余地がある事が、監査対象数40件のうち、80%に相当する32件で経験されているところである。 令和3年度から引き継ぎの意見となるが、市は、職員に対し、事業評価の重要性について理解を促進させ、效果的な事業評価を実施するための施策を講じられたい。	要	事業評価については、組織目標や政策説明資料において行われておりますが、より広範な事業で効果的な事業評価を実施する方法を、今後検討して参ります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
8	都市計画課	50	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○増資後の株式おり出資額についてより詳細に検討すべき市は、沖縄都市モノレール(株)へ株当たり額面積50,000円(法定額)における株当たり額面積での増資について、「出資による確立」として取得する株式数は必ずその理由の説明を行う上で、本部モニタリング委員会において、「出資による確立」として取得する株式数をもとに、1株当たりの増資額が生じる場合においても、1株当たりの出資額およびその理由について、市議会に対する開示を行った上で承認を得て下さい。	要	モニタリング委員会において、「出資による確立」として取得する株式数は必ずその理由の説明を行う上で、本部モニタリング委員会において、「出資による確立」として取得する株式数をもとに、1株当たりの増資額が生じる場合においても、1株当たりの出資額およびその理由について、市議会に対する開示を行った上で承認を得て下さい。	令和5年度	今後、増資が生じる場合は、1株当たりの出資額およそその理由について、市議会に対する開示を行った上で承認を得て下さい。	整理済み
9	都市計画課	37 50 71	意見	【沖縄都市モノレール株式会社】 ○第二セクター等による自己評価に改善の余地がある沖縄都市モノレール㈱における事業の自己評価及び、それを受けた市のモニタリング評価はどのように結果についたのか、また、その評価過程において踏査されたが評価についてどのように対応したのか、といった点については不明確であつた。 市は、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)を踏まえ、モニタリング評価を実施した上で、その評価結果について、記録保存することを検討されたい。 また、市は、沖縄都市モノレール㈱が事業実施後の自己評価を実施するように指導することが望ましい。	要	沖縄都市モノレール㈱は運営する「沖縄振興開発金融公庫」及び沖縄都市モノレール㈱は運営する「沖縄健全体質改善推進会社経営健全化検査委員会」において、モニタリング評価を実施し、その評価結果について記録保存することを検討します。	令和5年度	沖縄都市モノレール㈱は運営する「沖縄健全体質改善推進会社経営健全化検査委員会」において、モニタリング評価を実施し、その評価結果について記録保存することを検討します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
10	都市計画課	37 42 51 72	意見	〔沖縄都市モノレール株式会社〕 ○取締役にふさわしい人材が選任されているか、 県間(市長が取締役を兼務する) 沖縄都市モノレール㈱の取締役会を兼務している市長は、令和3年度の取締役会5回の全てにおいて、クレームという状況で決算第2、3、 第三セクター等に関する最終報告書指針第2、3(2)に記載されている点を踏まえ、市は取締役としての職責を果たし得るのか、という観点から、 沖縄都市モノレール㈱の取締役に市の手がつながる責任である必要性について改めて検討すべきである。	要	市長の沖縄都市モノレール㈱の役員就任について、必要性を検討します。 令和5年度 締役・退任が承認されました。	令和5年度	令和5年度の定期株主総会において、市長の取締役・退任が承認されました。	整理済み
11	都市計画課	37 42 51 73	意見	〔沖縄都市モノレール株式会社〕 ○第三セクターの勘定職にふさわしい人材が選任されているが、県間(元市職員が兼任)人事と沖縄都市モノレール㈱間で競争されたりした職員が沖縄都市モノレール㈱の経営幹部に就任している。 株式会社の経営幹部(経理課を含む)として要水される知識・経験(会社法、民法、労働基準法等の基礎知識等)は、市役所での勤務経験によって獲得できるとは考え難い。 市は、将来的には沖縄都市モノレール㈱に総務部長等を派遣する根拠などとともに、民間企業出身者や沖縄都市モノレール㈱のプロペー職員等、多様な候補者から最も適切に候補したい人物を積極的に選用するよう努めるべきである。	要	「沖縄都市モノレール株式会社への職員の退職派遣に関する協定書」を締結する必要性について、遺言に關する協定書を締結する必要があります。 令和5年度 市役所、検討します。	令和5年度	沖縄都市モノレール株式会社への職員の退職派遣については、沖縄都市モノレール株式会社の業務が本市の事業と密接な関連を有するから、派遣を行っております。 今後、沖縄都市モノレール株式会社への職員の退職派遣に関する協定書を締結する必要が生じた場合には、検討する必要性について、見直します。	整理済み
12	都市計画課	52 76	意見	〔沖縄都市モノレール株式会社〕 ○契約事務規程の記載内容に改善の余地がある 沖縄都市モノレール(株)の契約事務規程第9条が該当する取引は「予定価格が500万円以上」の工事等の要約又は「予定価格が500万円以上」の物品の買入等の契約であるから、「予定価格が500万円未満の工事等の契約又は予定価格が150万円未満の物品の買入等の契約」について、随意契約といふことは、第9条の存在とは無関係に、第22条に從って随意契約が締結されてしまうものである。 したがって、契約事務規程第22条における第9条の規定にかかわらず、Jの箇所を削除すべきである。	要	契約事務規程第22条における「第9条の規定にかかるJの箇所を削除するよう」に指導致することを検討します。	令和5年度	契約事務規程第22条における「第9条の規定にかかるJの箇所を削除するよう、書面にて通知しておきます。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
13	都市計画課	52 77	意見	〔沖縄都市モノレール株式会社〕 ○予定価格調書を作成しなかった場合の取り扱いに於ける改善の余地がある。沖縄都市モノレール株の契約事務規程第4条において、契約担当者は、契約を締結するうどするときには、あらかじめ当該契約に係る予定期格を記載した書面を作成しないもの又は難解なものについては、この限りではない。ただし、契約の内容がこれを要しないもの又は難解なものについては、この限りではない。令と3年度車両保守業務委託は、1者随意契約のため、契約の内容がこれを作成しないもの」に該当するとの理由で予定期格調書は作成しなかつたことであるが、その場合においても、予定期格調書を作成しなかつた理由を書面等で残しておくる必要があった。	要	予定期格調書を作成しなかつた理由について、書面等で残すよう指導することを検討します。	令和5年度	予定期格調書を作成しなかつた理由について、書面等で残すよう、書面にて通知しております。	整理済み
15	都市計画課	54 83	意見	〔沖縄都市モノレール株式会社〕 ○株主総会の議案に対する賛否についての意思決定過程が不明確にならない。沖縄都市モノレール㈱の株主であるたため、同社の株主総会における議案に対して、そのための議案を意図決定する必要がある。議案によって成長及び副市長に説明しよれば、議案が無い旨を確認しているなどのことであつたが、口頭での確認に留まっているのである。起業書等が作成されていなかつた。	要	株主総会の議案に対する賛否については、副市長への事前説明を記録するとともに、起業書を作成し保存することを検討します。	令和5年度	令和5年度定期株主総会の議案に対する賛否について、副市長への事前説明を記録するなども、起業書を作成し保存しております。	整理済み
16	都市計画課	38 54 86	意見	〔沖縄都市モノレール株式会社〕 ○経営健全化方針の記載内容が十分でない、経営健全化方針の抜本的改善を含む経営健全化の取組に係る検討における検討料、沖縄都市モノレール株の年度別リスクである債務超過という状況をどのように解消していくかについて具体的な施策が記載されていない。そのための具体的な方針を作成しておいて債務超過解消のための具体的な施策を記載することが望ましかつたと考へる。今後、経営健全化方針を再策定する際には、債務超過解消のための具体的な施策を記載することを検討されたい。	要	今後、経営健全化方針を再策定する場合には、債務超過解消のための具体的な施策について検討します。	令和5年度	今後、経営健全化方針を再策定する場合には、債務超過解消のための具体的な施策について記載します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
17	都市計画課	38 54 87	意見	〔沖縄都市モノレール株式会社社〕 ○経営健全化方針に基く取組状況の記載が十分でない、法人自らによる経営健全化のための具体的な改善策を記載されていないため、情報開示請求へ向けた施策の効果を示すことができず、記載が答えるとして改善の策定がある。「第三セクター等の経営健全化方針の策定」の公表について、経済省自治財政局公募企画状況通知令和元年7月23日の記載例を参考に、具体的な利益改善額を記載するなどを検討します。	要	経営健全化方針に基く取組状況の記載について、具体的な利益改善額を記載することを検討します。	令和5年度	経営健全化方針に基く取組状況の記載について、年度内に具体的な利益改善額を記載します。	整理済み
18	都市計画課	37 56 90	意見	〔沖縄都市モノレール株式会社社〕 ○情報公開が不十分現状は、財務諸表等の決算結果の情報開示しているものと考えられるが、その他の情報（満喫者指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク等）を通じて市民に至った理由、今まで積極的に公開することを検討されたい。	要	沖縄都市モノレール㈱が、法令に基づき会計監査人の監査を受けていることに留意しつつ、本市ホームページにて公表している「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針」に基づく取り組み状況に加え、「その他の情報」として同社の経営健全化方針に基づく取り組み状況について同社の決算書を掲載します。	令和5年度	本市ホームページにて公表している「沖縄都市モノレール株式会社経営健全化方針」に基づく取り組み状況に加え、「その他の情報」として同社の決算書を掲載します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
19	都市計画課	40 50 99	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等が事業の公益性の有無について更に検討が必要な場合、現状では、泊ふ頭開発株式会社が実施する事業の、公益性を有しているかがどうかについて疑義があると答える。 市は、上記の監査人の見解を踏まえ、現状の泊ふ頭開発株式会社の主要な事業内容について、公益性・公共性が専らかどうか改めて検証し、その結果を市民や議会に開示し説明責任を果たすべきである。 仮に公益性・公共性が低いと判断された場合は、第三セクター等に関する経営者指針の趣旨を踏まえ、清算又は民営化等により泊ふ頭開発株式会社の抜本的改革を行うことを検討する必要がある。	要	旅客ターミナルビルは、周辺離島のターミナル機能を有しているほか、船客待合所や船舶事務所が入居しており、県内の離島振興及び本市の交流の活性化へ寄与しております。また、一定の公益性を有しているものと考えます。本市はいましては、ID2を踏まえ、現状の主な事業内容について、公益性・公共性について、改めて検証してまいります。	令和6年度取組中	(実施後、その内容が記載されます。)	
20	都市計画課	37 50 100	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等による自己評価を実施していない。 泊ふ頭開癈株式会社において、事業評価のための合理的な評価基準が策定されておらず、事業実施後の自己評価も十分に実施されていない。 市は、泊ふ頭開癈株式会社が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行おうとともに、合理的な評価基準(売上高、利益額、人材等)の策定等に取り組むことが望ましい。 事業評価を実施する際は、可能な限り評価基準について定量的な目標値を定め、その達成度をもって事業評価を行うことにより、客観的な事業評価が実現可能となる。また、PDCAサイクル運用の観点からは、目標値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。	要	泊ふ頭開癈株式会社に対して、自己評価を積極的に行なう指導してまいります。	令和5年度	泊ふ頭開癈株式会社に対して、自己評価を積極的に行なう通知をしております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
21	都市計画課	46 51 100	意見	〔泊ふ頭開発株式会社〕 ○監査役会の在り方を改めて検討すべき 泊ふ頭開発株の常勤監査役について、監査役としての業務量は、週3日であります。業務状況が常勤監査役としてふさわしいと言えるかどうかは疑問でした。また、市は、泊ふ頭開発株の常勤監査役の勤務状況を把握し、常勤監査役に相応しいものであるか確認すべきです。 なお、泊ふ頭開発株も会社法上の六会社に該当するが、公開会社ではないため、会社法第328条項に基づき監査役会を設置していなければなく、会社が任意で監査役会を設置していないものと解されるが、常勤監査役には相応しい人材を探査されると困難である場合には、監査役会非設置会社を調査し、全ての監査役を非常勤とする方が対応が有利のではないか。	要	泊ふ頭開発株の常勤監査役の勤務状況を把握するため、具体的な業務内容や実働時間等の詳細な報告を求めてまいります。 その報告内容を踏まえ、監査役会を設置する等について改めて検討を行ってまいります。	令和5年度	泊ふ頭開発株の業務状況や経験を有していること等の報告を受けております。また、監査役の実効性を高めるためには、監査役会を設置することが望ましいとの意向が示されています。 本市と同じとしても、監査役会の有用性を理解し、同市の監査役会組織の意向を尊重したいと考えています。	整理済み
22	都市計画課	37 42 51 101	意見	〔泊ふ頭開発株式会社〕 ○既継続につきわい人才が選任されているが、 景間(市長が取締役を兼任) 泊ふ頭開癬の取締役会長を兼務している市長は、令和3年度の取締役会(令和3年9月～令和4年6月)の全にてにおいて次席という状況であった。 市は、泊ふ頭開癩の社主として、職責を果たすことができる人材を取締役に就任させる責任を負していると考えられます。しかし、市長が取締役に就任せざるやれば、ない事情がある場合は、市長にござわれるなど、副市長を含む候補者の中から、取締役会に出席できる人材を取締役として選任することを泊ふ頭開癩側に提案すべきである。	要	令和5年6月22日に開催された泊ふ頭開癩の第34回定期株主総会にて推選されました。市長の取締役会長の再選を行わず、金城副市長を非常勤取締役として推選され、金城副市長が非常勤取締役に選任されました。	令和5年度	泊ふ頭開癩市長が非常勤取締役に選任されておりま	整理済み
24	都市計画課	52 103	意見	〔泊ふ頭開癩株式会社〕 ○効率化施策について市が十分に把握していない、 市は、泊ふ頭開癩の役員数を把握しているのみとのことで、その他の収益効率化及び費用削減のための具体的な施策を把握しておらず、徹底した効率化という観点からは、市の対応状況は十分とは言えない。第三セクター等に關する経営省指針の趣旨を踏まえ、泊ふ頭開癩の経営効率化及び費用削減等の具体的な施策を把握し、その施策の十分性を確認する必要がある。	要	泊ふ頭開癩に於し、取締役会や定期総会の事前説明等を活用し、経営効率化及び費用削減の施策について具体的に把握する体制を強化してまいります。	令和5年度	泊ふ頭開癩の経営効率化や費用削減の施策について具体的に把握する体制を強化してまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
25	都市計画課	54 104	意見	(泊ふ頭開発株式会社) ○株主総会の議決権行使時に泊ふ頭開発株式会社が持つない過程が又は書面においてない場合は、泊ふ頭開発株式会社であるため、同社の株主総会における議案に対する賛否については、その賛否を意思決定する必要がある。議題についてて作員に説明し、泊ふ頭開発株式会社が留まつており、起業書等が作成されなければならなかった。市の業務における意思決定過程を記録、保存する際は重要であるから、株主総会の議案に対する賛否についてて起業書等を作成し、保存すべきである。	要	株主総会における議案に対する賛否については、非常勤取締役である副市長への事前説明を記録するとともに、起業書を作成し保存しておきます。	令和5年度	株主総会における議案に対する賛否については、非常勤取締役である副市長への事前説明を記録するとともに、起業書を作成し保存しておきます。	整理済み
27	都市計画課	37 53 104	意見	(泊ふ頭開発株式会社) ○算三セクター等への出資に関する効果測定が実施されている。 市は、泊ふ頭開発株式会社へ出資する多額な資金を出資しているが、当該出資に関する効果を測定していない。そのため、泊ふ頭開発株式会社が市にあって有用であつたかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した事業の有効性を測定すべきである。	要	出資に関する効果を測定するため、泊ふ頭開発株式会社に対する出資報告書を求めてまいります。 出資報告書に基に、経営効率の測定と改善を繰り返す事業のPDCAサイクルを実施し、出資効果の最大化と無駄の排除を目指してまいります。	令和5年度	出資に関する効果を測定するため、泊ふ頭開発株式会社に対する出資報告書を求めてまいります。 出資報告書に基に、経営効率の測定と改善を繰り返す事業のPDCAサイクルを実施し、出資効果の最大化と無駄の排除を目指してまいります。	整理済み
28	都市計画課	37 40 53 105	意見	(泊ふ頭開発株式会社) ○算三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分 公益性、公共性、採算性等の観点から第3セクターワーク式で事業を開始した場合において、民間の資金や資源を可能な限り活用するよう留意するべきである。 泊ふ頭開発株式会社の事業は、不動産賃貸業であり、本odel区画の賃貸先が決まりれば安定した利益を生み出し継続的に自立した経営を行つこむつて分に想定されるため、中長期的には完全民営化も視野に入れた出口戦略を検討すべきではない。 短期・中期的な観点から那霸市の役割として、今後の整備事業における那霸港管理組合との「重複管理状態の解消」もしくは、整備事業のスムーズな進捗を図るためにの構造について具体的に努められたい。	要	旅客ターミナルビルは、周辺離島のターミナル機能を有しておりますが、島客待合所や船舶甚害所が入居しておりますが、県内離島長崎及び本市の交流の活性化に寄与します。一定の公益性を有しているものと考えます。 本事例においては、引き継がれたホテルの運営状況を見据えながら、IDも踏まえ、現状の中長期的な出口戦略について検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
29	都市計画課	37 54 106	意見	(泊ふ頭開発株式会社) ○税効率会計が適用されない、会社計算規則第14条3項四に勘定科目名として繰延税金資産の表示があり、また、会社計算規則第107条に税効率会計に関する注記を有する旨の規定がある通り、会社計算規則では、税効率会計を適用する必要がある。泊ふ頭開発株式会社は繰延税金資産を計上しておらず、また、繰延税金資産に関する注記を行っていないため、税効率会計を適用しておらず、会社計算規則に基いた会計処理及び注記の記載が行われていないなど判断せざるを得ない。	要	泊ふ頭開発株式会社は、会社計算規則に従い、必要に応じて税効率会計を計上し、また、計算書類に繰延税金資産に関する注記を記載する必要がある。	令和5年度	令和4年度決算書より注記に記載しております。	整理済み
31	都市計画課	37 54 107	意見	(泊ふ頭開発株式会社) ○退職金の算定期方式が特例としているが、泊ふ頭開発株式会社の退職金規程第10条では「退職金算定期の基礎となる勤務年数の計算は入社日より退職の日まで」となっており、同上号では「臨時に雇入れた期間は算入しない」とされている。 しかし、臨時雇用を経て正規雇用となつている従業員に関して、実際に退職金支給額計算においては、途中より退職用期間を勤務年数に算入しているとのことであり、退職終了引当金算定期も臨時雇用期間と合わせて改正すべきである。	要	泊ふ頭開発株式会社が、退職金の算定期方式を「退職金規定期」に基づきよう指導してまいります。	令和5年度	令和4年度決算において、計算方法について修正しておきます。	整理済み
32	都市計画課	37 54 107	意見	(泊ふ頭開発株式会社) ○小口現金の管理方法について改善の余地がある。 泊ふ頭開発株式会社における小口現金は、「入出金は「現金管理」及び「小口現金領印書綴りで管理」、(小口現金領印書綴り内の領印書について)は購入品明細が添付されているものと無り、(小口現金の場合は、毎月に1回の領印書を添付)等の方法で管理している。	要	泊ふ頭開発株式会社が、小口現金の管理方法について改悪するよう指導してまいります。	令和5年度	令和4年度より、領印書の明細添付及び現金実査を毎日実施しております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
33	都市計画課	37 54 108	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○固定資産の減損判定方法に改善の余地がある。 経営判断上、賃貸事業とコンビエンスストア事業を区別して評価するか、徴租判定において両事業を区別(グレーピング)して評価するか、固定資産の減損判定において両事業を区別して評価するか、固定資産の減損判定において両事業を区別(グレーピング)して評価するよう指導してまいります。	要	泊ふ頭開発株式会社が、固定資産の減損判定方法を改善するよう指導してまいります。	令和5年度 令和6年度	泊ふ頭開発株式会社が、固定資産の減損判定方法を改善するよう指導してまいります。	整理済み
34	都市計画課	37 54 109	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○貸倒引当金の計上方法について改善の余地がある。 通常の回収サイトから置かれている未回収金については、一般債権と区別した回収可能な未回収金に基づいて個別の貸倒引当金を計上すべきである。 泊ふ頭開発株式会社は令和6年度決算で個別に貸倒引当金を計上する予定であり、回収見込みを考慮した適切な貸倒引当金を計上された。	要	泊ふ頭開発株式会社が、貸倒引当金の計上方法について改善するよう指導してまいります。	令和5年度 令和6年度	個別に貸倒引当金を計上する予定であつた債権についてでは、令和4年度決算にて貸倒損失で処理しております。	整理済み
35	都市計画課	37 56 109	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○情報公開が不十分。 市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、泊ふ頭開発株式会社において財政的不透明感が高まったと判断した場合には、市のHP等において、経営指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う助成金の交付履歴等について情報公開することを検討すべきである。 また、議会より情報提供を求められた際には、会派幹事会等で適宜報告を行ななど、説明責任をつかり果たしてまいります。	要	泊ふ頭開発株式会社の経営状況について会社のホームページ等で公開するよう指導するとともに、市のホームページ等でも定期的に公開するよう努めてまいります。議会より情報提供を求められた際には、会派幹事会等で適宜報告を行ななど、説明責任をつかり果たしてまいります。	令和5年度 令和6年度	泊ふ頭開発株式会社の経営状況について会社のホームページ等で公開するよう指導するとともに、市のホームページ等でも定期的に公開するよう努めてまいります。議会より情報提供を求められた際には、会派幹事会等で適宜報告を行ななど、説明責任をつかり果たしてまいります。	整理済み
36	生涯学習課	37 50 113	意見	【公益財団法人那霸市育英会】 ○成績指標について改善の余地がある。 那霸市育英会では、成績指標を設定し、目標の達成度に基づく事業評価を実施している点は評価に値するが、一方で、成績指標の内容については、改善の余地があるものと考える。 那霸市育英会は貸与母数、例会による新規貸与者数、会員登録者数等は貸与母数や運営資金事業を行っていることから、成績指標は貸与母数や運営資金事業を行なうものと考えられるため、検討されたい。	要	那霸市育英会および当課にて協議した結果、事業評価における成績指標として、制度趣旨や適正な運営に資するような指標設定について令和6年度の国の奨学生事業の改正の動向等を確認しながら検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	生涯学習課	37 43 51 115	意見	【公益財団法人那霸市育英会】 ○理事事務官が課長職に就いていたが、現 間(元市職員の常務理事事務官)は、月1、2回程度の出 勤回数の理事事務も存在したことのあること。 月1、2回の出勤では、事務局長としての出勤 結果をうながすが、月額100,000円の業務量を受け取っていたのである。明かに業務量と月額等が過 大であり、明らかに天引き目的での退職者派遣 であることを疑わぬねがいが觸れを有している状 況が存在して、その可能性がある。	要	那霸市育英会はおよび当課で協議をした結果、事務 局長の課長職等について、国などの関係法規等の内 容や動向を参考にすることや、本府においての全体的 な方針を踏まえ、断然実績の確認については、月額等の推 出などを検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
41	生涯学習課	37 53 117	意見	【公益財団法人那霸市育英会】 ○第三セクター等への財政的援助に関する効果 測定が実施されていない。 市は、那霸市育英会に対し、出捐及び補助金 交付により財政的援助を行っているが、該財 政的援助がどの程度の効果を上げているかを測 定していない。そのため、那霸市育英会への財 政的援助が市にとって有用であったかどうか判断 できない。状況である。 事業のPICAサクル実施や市民への説明責 任という観点から言えば、市が実施した財政的援 助の有効性を測定すべきである。	要	那霸市育英会に対する市補助金は、当団体の貸与 するど、収支であります。財政的援助の有効性につ いて、事業の趣旨を踏まえた指標の設定などして事業の 改善にかかるしくみを検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
42	生涯学習課	37 55 118	意見	【公益財団法人那霸市育英会】 ○預金管理制度が不十分 那霸市育英会において、預金通帳と銀行印出 印は別がまま金等に分けて保管されているが、2 つの金庫等の鍵は同一の資金担当者が保有し ているため、單独で預金の払出が可能な状態で ある。そのため、単独で預金の払出が可能な状態で 不正な預金払出の防止という内部統制上の観 点からは、例えば以下のような体制を構築すべきで ある。 ・2つの鍵の保有者をそれぞれ別の人にする。 ・上記資金担当者は別々の役職員により、定期的 に預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合につ いて、半度内の半期毎に受領照合することを検討しま す。	要	那霸市育英会において、通帳や証書等と銀行印出 印の管理者を別で設けるなど対応しており、預金通 帳残高や定期預金証書と試算表残高照合につ いて、半度内の半期毎に受領照合することを検討しま す。	令和5年度	令和6年7月21日に当課から育英会に対し、定期 預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合につ いて、業者にてあることを確認しております。な お、現在は、定期預金証書、銀行印出 印を保管する人を別にしておりま す。	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項 内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
43	生涯学習課	37 55 118	意見	【公益財団法人那霸市育英会】 ○管内金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高 が一致していない、 那霸市育英会において使用している資付金償 還システムから出力した、令和3年度未購入金残 高明細と切符請求表残高の合計額の不一致につ いて、貸付金償還システムの趣入力による人的ミスと判 明しました。令和5年度中に仕証を行ない、決算書に 反映できるよう検討する意向を確認しております。	要	那霸市育英会に確認したところ、令和3年度末時点 の貸付金償還システムから出力した人引借付金残 高明細と切符請求表残高の合計額の不一致につ いて、貸付金償還システムの趣入力による人的ミスと判 明しました。令和5年度中に仕証を行ない、決算書に 反映できるよう検討する意向を確認しております。	令和5年度 令和5年度	令和5年2月21日に育英会より不一致の原因が明 らかにござる旨を確認しております。今後、監査と相談 し対応を決め、理事会での承認を得る予定です。	取組中
44	生涯学習課	37 55 121	意見	【公益財団法人那霸市育英会】 ○償還が遅延している貸付金の回収手続に改 善の余地がある。 那霸市育英会は、完済まで長期間を要しそうな 債務者や先済する前に仕事が定年退職を控え ている債務者等、金額償還に特段の懸念が生じ る債務者については、可能な限りの償還を図り ます。金額償還選択権を有するが、通常保証人へ相談する 等、手続きが複雑になります。 そこでこのことを那霸市育英会に指揮し、那霸市育 英会が譲り受けた措置を確実に用意されていること を定期的にモニタリングする必要がある。	要	・那霸市育英会に確認したところ、長期滞納者につ いては、金額償還選択権を有する者について は事情を確認した上で、まずは単年度申請とい う形で長期間どうぞ」とあります。 ・当課としては、今後、定期的なモニタリングを実 施し、確認していきたいと考えています。	令和6年度 令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
46	生涯学習課	37 55 123	意見	【公益財団法人那霸市育英会】 ○指定正味財産に計上された の用途が不明確 那霸市育英会の資助対照表の指定正味財産 に、市から受け取った補助金が指定補助金とす て2,500千円計上されている。 市の担当課に質問をおこしても、当該補助金をどのように 目的で使途で那霸市育英会に交付したのかについて は、那霸市育英会が説いておらず、那霸市育英会側に おいては、補助金の取り扱いなどは、指定補助金のままでござつ るがゆえながらも、那霸市育英会は、以下のお応 を取るべきである。 両者協議の上、当該補助金2,500千円に ついて、改めて使途を特定する。(新規管作の財 源に限らず)、それとも、育英会の運営資金 としても使用可能となるのか。) ・補助金の目的的支出しを行わいた場合、指定 正味財産から一般正味財産へ振り替える会計 処理を行なう。	要	年内外を目標に、那霸市育英会および当課にて協議 の上、当該補助金2,500千円についての運用を検討 します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪計画	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
47	生涯学習課	38 56 124	意見	【公益財団法人那覇市教育会】 ○情報公開が不十分	要		令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
48	生涯学習課	38 56 125	意見	【公益財団法人那覇市教育会】 ○那覇市教育会では、新規賃貸者数の減少に伴い、新規賃付金に転用されない、余剰金が増加している状況にあると答える。那覇市教育会の将来の事業費及び余剰金の活用方法について検討すべきである。 また、那覇市の受奨金事業は、絶対型奨学生が市直営にて、貸与型奨学生が那覇市教育会により、それぞれ実施されている。 单一事業者に対することにより、事業に係る事業リスクが浮陥される可能性があるため、那覇市教育会の将来の事業展開に合わせて、奨学生制度が望ましい。	要	那覇市教育会の会員金について、会和3年度より「新型コロナイルス対策奨学生生活支援金」として各賞与生へ給付金の支給を実施し始めます。以後、コロナ禍も収束していく中で、物価高騰化等の現状もあり、支障の繼續は必要であつて、名稱を変更し継続事業として賞与生を支援していくとの意向を育英会より確認しております。また、奨学生制度を単一事業者に対するものについては、国の奨学生事業の動向も確認しながら検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
49	ちゅーがん じゅう課	37 50 129	意見	【公益財団法人那覇市シャルベール人材センター】 ○第三セクター等による自評査が十分に実施されていない	要	令和5年度より、(公社)沖縄県シルバーハートセンター運営会から、「シルバー事業実績の向上」のため、事業会員から「PDCAサイクル」を導入し、継続的改善が実績として下記項目にて評価を行なうこととし、同項目を数値目標として設定し、自ら評査を行なうにします。市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら評査を行う計画が通達されたため、当センターにおいて目標管理を行う計画が実施されました。PDCAサイクル運用の観点からは、目標達成度の差異原因を分析し、分析結果を翌年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。成果目標として、契約設定している4項目を採用するのであれば、自己評査及び市のモニタリング時ににおける目標達成度は、中期計画上の目標値ではなく、実現可能な目標値を別途設定すべきである。	令和6年度	・会員数(会員拡大) ・女性会員の拡大 ・女性部会の活動強化 ・一部デジタル化を検討 ・窓口での個別説明 ・派遣事業の拡大 ・派遣事業者不足分野の開拓を検討 ・人手不足分野の増 ・未実施 ○派遣事業運営人員 1.派遣事業運営人員の増 2.延人員の増	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
51	ちやーがんじゅう課	46 53 133	意見	【公益社団法人那霸市シルバー人材センター】 ○労働時間管理の適切性に疑義がある 令和3年度における常勤職員各名の残業時間について、毎月作成されている残業時間簿を閲覧したところ、5名全員がいずれも、毎月のシルバー人材センターは、残業時間記録簿だけではなくタイムカードを導入する等、適切な労働時間管理方法を改めて検討すべきである。 また、市は、上記のような問題が生じるリスクを十分に理解し、シルバー人材センターに対して適切な労働時間管理の体制を構築するよう、強制指導すべきである。	要	当センターの「職員労業規則」の変更今機器導入等に対する予算措置が必要となる為、他シルバー人材センターの労働時間管理方法を吸収し、改善に努めたいと考えておきました。 市は、適切な労働時間管理の体制を構築するよう、シルバー人材センターに対する指導を行ないます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
54	ちやーがんじゅう課	37 53 135	意見	【公益社団法人那霸市シルバー人材センター】 ○第三セクター等への財政的援助に関する結果測定が実施されていない 市は、シルバー人材センターに対して、出損及び補助金交付による財政的援助を行っているが、当該助成金どのような効果を上げているかが、なかなか判断できない状況である。 そのため、シルバー人材センターへの財政的援助が市にどうして有用であったかなどが判断できない状況である。 事業のIPDAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。	要	他市町村の第三セクター等への財政的援助に参考を以て、市が実施した財政的援助の有効性を測定するようにします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
55	ちやーがんじゅう課	37 55 135	意見	【公益社団法人那霸市シルバー人材センター】 ○現金管理制度が不十分 シルバー人材センターの窓口において委託料が現金で支払われる場合があるが、その際、経務係の財務監理担当者が1名で現金を受け取つた上で、会計処理まで実施していることであつた。 不正な現金の横領防止などといった内部統制の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。 ・現金を受け取る際は、必ず2名で受け取り、金庫への保管まで2名で実施する。 ・未収入金の回収管理を適切に実施し、未収が生じている理由を明らかにする。 市は、上記の方法で、複数名体制による現金管理を行うようにします。 未収金管理制度については、定期的に未収金状況確認を行なっており、回収管理を実行するようになります。 市は、以上が答弁が適正に行なわれているか、モニタリングの際に確認します。	要	現金管理の流れについて 1.現金受取：2名体制(正職員2名で対応) 2.現金確認及び領収証作成：金額の確認(正職員及び正職員) 3.現金確認及び領収証への印押確認：2名体制(事務局長及び正職員) 業務の上記の方法で、複数名体制による現金管理を行なうにします。 未収金管理について ・実施日：令和5年4月1日より ・実施内容：現金をカウントへ入力するようにしています。 確認内容をカウントへ入力するようにしています。	令和5年度	現金管理制度について ・実施日：令和5年4月1日より ・実施内容：改善計画の立案 未収金管理について ・実施日：令和5年4月1日より ・実施内容：発注者へ電話連絡を行なった際に、確認内容をカウントへ入力するようにしています。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
56	ちやーがさん じゅう課	37 55 136	意見	【公益社団法人那霸市シルバー人材センター】 ○未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない、 シルバー人材センターにおいて使用している 基幹システムから出力された金会計額と、会 未収入金管理台帳上の未収入金会計額を比較した結果、3,139,698円の差異があった。 シルバー人材センターは、差異原因を調査し、 適切な未収入金残高を把握した上で、未収入金 管理台帳上の合計額と貸借対照表残高にひ いて、適切な未収入金残高に一致させるよう、努力 されたい。	要	システムデータ等を繋つて確認を行い、改善に努 めます。また、業務システムと経理システムが連動出 来るのをシステム会社へ確認します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
57	ちやーがさん じゅう課	37 55 137	意見	【公益社団法人那霸市シルバー人材センター】 ○回取が遅延している未収入金の回収手続が 十分でない シルバー人材センターは、通常想定される回 収時期を超過しても尚、未回収のままになつて る未収入金を随時抽出し、未回収の原因調査 及び督促促進を行な体制を構築すべきである。 また、回収可能性が著しく低下した未収入金に ついては、本邦、携帯機器又は貸倒引当金の計 上、といった会計処理を行なべきである。 シルバー人材センターは、現が、発生か5年 以上経過した未収入金について債却処理を 行なつますが、発生から5年未満の未収入金で あっても、個別の状況を鑑みて回収可能生が 低下したと考えられる未収入金については、債 却処理を行なうことを検討したい。	要	定期的な未収金状況確認を行い、回収不能にな らないよう努めます。 また、未収状況が5年間超過した後に回収不能処 理を行なうが、発生から5年未満の未収入金に ては、本邦、携帯機器又は貸倒引当金の計上、 といった会計処理を行なべきである。 シルバー人材センターは、現が、発生か5年 以上経過した未収入金について債却処理を 行なつますが、発生から5年未満の未収入金で あっても、個別の状況を鑑みて回収可能生が 低下したと考えられる未収入金については、債 却処理を行なうことを検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	ちやーがんじゅう課	37 55 137	意見	【公益社団法人那霸市シルバー人材センター】 ○財政運営資金信託預金の確立目的が不眞跡 シルバー人材センターの令和3年度末貸付持 表に於いて、特定資産として財政運営資金信 託預金が10,000千円計上されている。 当該特定資産は社団法人認定時に預金として使 用を受けるもののが使用されず預金として使 用されるものがあるが、積立目的や用途等は明確 に決まっていなかった。 当該提出書類が有効に活用されるよう、市 市の財源から出損したるもの、市とシルバー人材セ ンターとの協議の結果として財政運営資金信 託預金の積立目的や用途を明確にさ れたい。 現状、勘定科目名として財政運営資金信 託預金という科目を運用しているが、当該勘定 科目名だけでは預金の積立目的が不明瞭であ る市及びシルバー人材セントラルは、改めて明 確にした積立目的や用途を表すような勘定科目 により特定資産に計上する必要がある点に留意 されたい。	要	財政運営資金信託預金は、年度当初の配分金等 がई時に現金が不足する恐れがある場合に、金 融機関からの追加借入時の担保として活用している 状況です。今後は、市と当センターと協議の上、同預金の積 立目的や用途を明確にします。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
59	ちやーがんじゅう課	37 55 138	意見	【公益社団法人那霸市シルバー人材センター】 ○賞与当金の計算上が漏れています。 現状の期末手当にて開する会計処理で、支給時 に支給額を入会費として費用処理しており、 賞与当金は計算上されていませんでした。 「公益社団法人会計基準の運用指針」12.(1)に記 載されている賞与支拂料目の例示では、賞与 引当金が記載されていますが、シルバー人材セ ンターにおいても賞与当金の計算上が必要であ る。 シルバー人材センターは、公益法人会計基 準に従い適切に会計処理する必要がある。また、 市はシルバー人材センターに対して、適切な会計 処理を行つよう、モニタリングの際に指導していきま す。	要	上部団体へ確認し、適切な会計処理に努めます。 市は、シルバー人材センターに対して、適切な会計 処理を行つよう、モニタリングの際に指導していきま す。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
60	ちやーがんじゅう課	38 56 139	意見	【公益社団法人那霸市シルバー人材センター】 ○情報公開が不十分 市は現状の情報開示に留まらず、第三セク ター等に関する経営者指針の趣旨を盛み、少な くともシルバー人材センターにおいて販路が少な いが高まっている場合には、市のHP等 において、経営指標、市が行っている財政的 支援とそれとの理由、将来の見通し等について情報 公開することを検討すべきである。 議会に対しても財政的リスクへの対応、議会のモニタリングを受け るべきである。	要	第三セクター等の経営健全化等に関する経営管 理指針の主旨を盛み、シルバー人材センターの財政 支援とそれとの理由、将来の見通し等について情 報公開を行い、議会に対しても適宜報告を行いま す。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
61	ちやーがざんじゅう課	46 56 139	意見	【益生法・那霸市シルバー人材センター】 ○反社会的行為・手続について シルバーアイセンターの取引先等に対する反社会的行為に関するチェック手続について、現状は、一部の取引先等に対してのみ反社会的行為を行っている状況である。 しかししながら、シルバーアイセンターに業務を発注する上では、基本的には誰でもシルバー60歳以上であれば基本的に誰でも可能であるが見方を要えると反社会的勢力が容易に取引先や会員に入り込み易い状況とも言えるため、限りの反社会チェックを実施すべきである。	要	契約書や贈書等の真直しを行い、強化を図ります。 入会申込書、又は、就業承諾書等に反社会チェックの文言等を取り入れ、チェック強化を行います。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
62	管財課	49 56 145	意見	【那霸市土地開発公社】 ○休眠状態なっている土地開発公社の存続の可否について 現状、那霸軍港返還時の再開発において公社を利用可能な生地があるが、生地の理由で年以上休眠状態のまま公社が存続している状況である。 いつ生じるかわからない事象のために、管理体制をかけて土地開発公社を存続させると判断を継続していたというものは、検討が不足していると言わざるを得ない。 今後の那霸市土地開発公社は、「那霸軍港返還時期の見直し」「土地の活用」「管理費の削減」等を踏まえ、多角的な観点から、改めて土地開発公社の存続について検討されたい、	要	令和元年度の理事会において、那霸軍港返還後の跡地利用に関連して、将来的に土地の先行取得業者の再開が行われる可能性があるとのことから、「那霸市土地開発公社は存続されることとする」ことを決議しています。 なお、今後の社会情勢、軍港問題等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて理事会にて存続の可否を判断していくこととしております。 今後の包括外部監査の意見を踏まえ、当該の那霸市土地開発公社は理事会を開催し、本公司の存続の可否について付議したいと考えています。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
63	保健総務課	50 150	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○事業に関する自己評価について改善の余地がある 2023年度事業実績等報告書を閲覧したところ、項目別評価は事務職が実施しているが、法人全体に対する評価は、年別評価「総合評定」の2、3年度の業務実績が評価されているだけで、全年度の業務実績が評価されていないかった。 これは、本を見直すのが実施し、全体評価を実施しない、地方独立行政法人法第28条第2項の趣旨に合致した自己評価は実施できないとするるる、 したがって、那霸市立病院は、地方独立行政法人法第28条第2項に基づき、全年度評価も実施すべきである。	要	事業の自己評価について、どのように評価しますか・検討いたします	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
64	保健総務課	51 150	意見	地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○人事評価を反映した給与、等の海計現状、那覇市立病院において人事評価制度が導入され、人事評価の結果が、給与金額に反映されているが、人事評価の結果が、給与金額に反映されないなどのことがあつた。	要	—	令和4年度に人事管理委員会にて責任に関する事項を検討し、昇任の判断基準の項目ごとに人事評価の結果を設定しました。 令和5年度は、人事評価の実施前に、各所長へ昇任の判断基準のつとして人事評価の結果を取り入れた事をアナウンスし、人事評価の結果を昇任に反映する仕組みを構築しました。	令和5年度	—	—

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改訂理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分	
65	保健総務課	52 153	意見	地方独立行政法人那霸市立病院 ○随意契約に係り事業者を選定する理由が不十分	不要	基本設計の思想や調整内容を具現化させ一貫性を確保した実施設計を実現するためには、基本設計者と検定されるところから、随意契約による執行の権限立位性について院内で確認し、理事長決議により同基本設計の設計者と地方独立行政法人那霸市立病院契約規程第20条第1項第2号に規定する随意契約についても同様に、実施設計の意図や調整内容を明瞭に反映する必要があります。また、当該工事の設計者と同規程に規定されるところから、当該工事の設計者と同規程に規定する随意契約としています。 ・本施設の設計は、病院は高度かつ特殊な機器室をもつ施設であり、敷地が狭隘で高低差が大きく、那病院の診療を遮断しなから適切に建設を行うなど、専門的な知識や経験が求められることと、基本設計図書等を理解した上で、設計内容を詳細に具体化することと、各々な条件により設計の再検討・見直しが生じた場合等に、これまで病院内の多くの職員との協働により会議で上げてきた施設の電気等の一貫性を保つたが、この一貫性を確保した実施設計を実現するために、これまでの検討などとの併用等、基本設計を段階においてる設計思想を含めた基本設計の内容を熟知していること。 ・基本設計を進める中で病院内の多くの職員等と構築してきた信頼関係を基に、引き続き設計作業を行なうことができる事業者（設計者）であることをこれらのことが必要不可欠と判断した旨を記しています。	—	—	—	—

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
66	保健総務課	52 157	意見	地方独立行政法人 那霸市立病院 ○一般管理費の計上根拠が不明確	要	本委託契約における委託料(予定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて種類により、管理費及び材料費(以下「一般管理費」)は人件費の42%相当として算定している。 算定において指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の実績、数量の多寡、社会状況等を考慮して実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	令和6年度 (実施後、その内容が記載されます。)	取組中	
67	保健総務課	52 158	意見	地方独立行政法人 那霸市立病院 ○一般管理費の計上根拠が不明確	要	本委託契約における委託料(予定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費(以下「一般管理費」)は人件費の45%相当として算定している。 しかしながら、この45%について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の実績、数量の多寡、社会状況等を考慮して実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	令和6年度 (実施後、その内容が記載されます。)	取組中	
68	保健総務課	52 160	意見	地方独立行政法人 那霸市立病院 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分	要	随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積りの要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の要否判定については、過去に実施されていると想われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことを記載された。	令和7年度 (実施後、その内容が記載されます。)	取組中	

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改進理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
69	保健総務課	52 160	意見 意見	地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○跡遺契約の際の見直しをせが実施されていない 那霸市立病院医事業委託の契約締結があたっては、要綱の相手方者がのみから見直しが入手している。 見直し相手方が1者のみとなつた場合に、当該契約の相手方が提示する見直し額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要 要	複数見積りの後取次プロがポーダルの実施を検討します。 1社どなつた際の見直し額の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
70	保健総務課	52 160	意見 意見	地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○跡遺契約の承認手續が不十分 那霸市立病院医事業委託契約の契約日は、委託先からの希望により、那霸市立病院にて3月6日(令和3年5月6日)以降ではなく、4月1日が契約日がなっていますが、委託先の希望理由について言及が無いため、委託先の希望理由が認められないケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認遅延を明確に記録すべきである。	要 要	遡及押印とかならない業務フローを作成し、取り組みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
71	保健総務課	52 161	意見 意見	地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○跡遺契約により事業者を認定する理由が不十分 跡遺契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び見直しの要否、見直し額の妥当性に見直しがない。そのため、随意な外部委託の要否判定については、過去に実施されているところが認められたため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方针に変更がないことなどを記載されたい。 また、同業他社への打診及び見直し、対応不可との回答を得ていることであるが、その実績を記載するには記載されたい。	要 要	●外部委託の要否 ●診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するとともに、24時間365日の勤務が行なわれる医療事務員の確保が困難となってきている背景があります。 ●業務執行に伴う患者サービス向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化が必要である ●同業他社へ打診し、得られた回答については、起業書へ記載します。 ●見直し合意の要否 ●見直し合意の妥当性の検証 ●見直し額だけではなく、実務に必要な人員が必要人材確保できるか、また教育体制が整っているかなど ●人材確保も必要となります。 ○そのため、見直し額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が必要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
72	保健総務課	52 162	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○随意契約の際の見積合せが実施されていない。 那霸市立病院急病センター業務委託契約の契約締結書を入手しているが、契約の相手方1名のみから見積書を入手している。契約の相手方が1名のみなら見積書の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要	複数見積もりの採取やプロポーザルの実施を検討します。 1社どなつた際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
73	保健総務課	52 162	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○選及押印どちらかという業務フローを作成し、取組みます。	要	契約は、委託先がいるので、契約日(令和3年6月6日)以降ではなく、4月1日が契約日付となるが、委託先の希望の理由について旨度が無く、委託先が捺印が認められないケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認登録を明確に記録すべきである。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
74	保健総務課	52 163	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分。 電子カルテンシステムは富士通Japan製であるところ、その保守業務も同社に委託していることから、システムベンダーに保守業務を委託することについてでは、一定の合理性があると考える。一方で、直近更新時(平成27年)から遡り可漫しておらずシステム業界の競争も激化していく可能性がある。そこで、随意契約及び委託料額の妥当性について検証方法を工夫されたい。	要	電子カルテンシステム保守業務については、システム開発をしたベンダー以外の他社がシステムの保守業務をするのは困難である点から、随意契約をする理由は妥当と考えます。なお、次期電子カルテンシステム更新の翌年に保守業務を契約するため、委託金額の清算を詳細に確認します。	—	—	整理済み
75	保健総務課	52 163	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○随意契約の際の見積合せが実施されていない。 電子カルテンシステム保守業務委託契約締結書においては、契約の相手方者のみから見積書を入手している。 契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	要	電子カルテンシステム保守業務については、システム開発をしたベンダー以外の他社がシステムの保守業務をするのは困難である点から、随意契約をしており、1着見積のなっています。なお、次期電子カルテンシステム更新の翌年に保守業務を契約するため、委託金額の清算を詳細に確認します。	—	—	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
76	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○随意契約に該当する業者を認定する理由が不十分 臨床検査業務委託の随意契約について、那霸市立病院は随意契約規程第20条による競争入札に適さないとして、同業他社への打診及び相見積りの要否に留意している。そのため、随意契約の妥当性生じて対応不可でした。	要	—	—	外郭委託業者選定について、 ①臨床検査に關する高度な専門知識 ②迅速な検査結果の回答 ③個人情報に係る守秘義務の遵守 ④費用以上の要件で検討した結果、大手二社以外の同業他社は、②について対応不可でした。 その旨を令和6年度の臨床検査業務委託契約の起案書に記載いたしました。	整理済み 令和5年度
77	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○随意契約の際の見積合いでか実施されていなし、臨床検査業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方と者のみから見積書を入手している。 同業他社への打診及び相見積りの要否について、同業他社へ打診し対応不可との回答を得た旨を記載し、文書として保存されたい。	要	診療報酬改訂は2年ごとですが、大手二社で行う主な検査項目の見積り合われがちで、価格の安い方の業者へ委託を約しています。 今回診療報酬改定は令和6年度ですが、大手二社及び同業他社も令和6年度の見積合を実施します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
78	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○委託料請求額のチェック内容に改善の余地がある 検査業務委託料の請求内容のチェックは紙のリストしか提出できなかったため、膨大な検査項目及び件数について、請求内容と紙のリストを詳細に照合することは非常に手間的ではないことから、請求書と管理システムから出力する紙のリストの照合は「現状は重複していない」。 このように実効性の低いチェック体制では、実際の検査内容と請求書内容が異なる場合でも、管理者が共謀し、航空機検査項目を申請することにより不正検査業務委託料の余地が生じる。 今後、検査業務委託料の増加が見込まれるならば費用対効果を極め、システム対応することも検討されたい。	要	検査件数は大手二社で毎月約320件程度あります。 近隣の急性期病院(5施設)のいずれも外部委託検査で大手二社を利用していますが、どの医療機関も詳細な黒合は行っておらず、また、費用の総額を前年度と比較して増減の要因を確認しているようです。 当院では、単価が高額な検査の請求についてエクシードしています。 検査の多くは入院中であり、出来高収入としては低く、外部委託検査服会のためのシステム開発への投資と、人件費を勘案すると費用対効果が乏しくシステム対応は難しいと思われます。	令和5年度	—	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
79	保健総務課	52 165	意見	地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分	要	●外部委託の要否 病院における給付金管理は年々業務が複雑化、高精度化するに伴い、従業員の確保が全国的に困難などとなってきています。そのため、専門分野に特化させることで効率化や安全の確保を図るため、毎年度、その方針を確認し、起業事にその旨記載します。	令和6年度 取組中	(実施後、その内容が記載されます。)	
80	保健総務課	52 166	意見	地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○随意契約の際の見積合いや改悪が実施されていない、患者給食業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積り書を入れしている。但し、見積書の入手が1者のみなどなった場合は改悪については改悪方法を工夫されたい。	要	複数見積りの値段やプロポーザルの定期開催実績を検討します。	令和6年度 取組中	(実施後、その内容が記載されます。)	
81	保健総務課	55 167	意見	地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○固定資産の減損状況を明定していない。 那霸市立病院においては、固定資産等を踏まえ、令和3年度における固定資産の減損の実績は無いと判断したが、米袋が無くと判断した過程や理由について文書を作成していない。	要	減損の兆候について、判断の過程や理由等を文書として作成し、理会決算報告において財務諸表等を整理検討し作成します。	令和6年度 取組中	(実施後、その内容が記載されます。)	

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
83	保健総務課	55 168	意見 意見	○地方独立行政法人 那霸市立病院 ○現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた。 監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで固定資産台帳に記載された現物確認を行ったところ、現物が見当たらなかった固定資産が1件存在していました。 那霸市立病院は、以下の施策を実行し、固定資産管理で適切な固定資産管理を実現する必要があります。 ・定期的に固定資産現物の状況を一覧化して固定資産台帳に登録する。 ・定期的な現物実査を行い、固定資産台帳に登録する。 ・定期的に固定資産現物に差異が生じた場合は、差異原因を調査した上で固定資産台帳の情報を修正する。	要 要	固定資産の管理と現物確認の重要性をヒアリングを通じて認識してもらいたいと考えています。 今回のようなら一枚を下教を一部したいと考えています。)	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
86	保健総務課	55 170	意見 意見	○地方独立行政法人 那霸市立病院 ○新たな細差異の改善のためのフィードバックが不十分な細差異の原因究明及び改善策等のフィードバック資料が作成されていないため、大切な資材耗費の発生を防止できていない。 そこで、以下の対策を実施されています。 実地的な細い、小さな部の各部署において前中期(令和2回)、中期(令和2回)、実施していいる。各部署において、新たな細差異の原因究明、改善策を作成する。 ・次回の新たな細い、新たな細差異の原因究明、改善策を作成する。 ・次回の新たな細い、新たな細差異の原因究明、改善策を作成する。 ・次回の新たな細い、新たな細差異の原因究明、改善策を作成する。 ・次回の新たな細い、新たな細差異の原因究明、改善策を作成する。	要 要	【財務説明会グレーパー】 令和5年度より細差異に差異が生じた場合、細差異(差異)報告書を各現場に提出。差異が生じた原因や今後の対策など見易いサイトで主として改善が行えるよう裏面で保管しています。 前期予べてこの細差異が終了した際に終了報告と、細差異(差異)報告書を添付して起業する予定です。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
88	保健総務課	56 171	意見 意見	○地方独立行政法人 那霸市立病院 ○原価計算制度の導入検討 原価計算を実施する場合には、メリットとデメリットが生じるが、原価計算のリスクを生じないで病院の販売部門向上に繋げ、販売向上に繋げ得た資金を人材採用費や医療機器取扱費用などで得できる可能性があるため、原価計算制度の導入を検討ください。	要 要	病院の収支状況向上のため原価計算の導入は一定の期間に亘り実施しています。今後は経費の正確にかかる計算などの根拠資料として作成を検討してまいります。医療は経済のみで行き渡らざる医師に対する説明は非常に困難を招きやすいため、医師への個別面談にて説明などを実施いたします。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
89	保健総務課	56 171	意見	【地方独立行政法人 那霸市立病院】 ○入札時及び契約時の販売・委託監査員監査すべきと、 平成24年度の那霸市監査委員監査には、 「入札時と契約時にそれられないとの指摘が あった。 現在は、入札時と契約時のそれぞれで起業を 実施しており改善されている。一緒に起業をして いたところから契約が終わる。現状の取扱い がおかしい結果だと考へられる。現状の取扱い が組織統一するよう、那霸市立病院の内規との整合 性を確認されたい。	要	(1)起業文書は、原則として事業につき1起業として 作成する。(2)密接な関連であること、入札後から契約にかかる事業として 以上このため、入札結果ども考へたため、一括して起 業する方が妥当判断します。	令和5年度	令和5年7月21日開関系部署へ規程の開示及び今 回旨簡にあました。	整理済み
90	企画調整課	57 174	意見	【那霸空港ビルディング株式会社】 ○出資に対する結果を割り定めてない、 市は公金により多額の出資を行つておらず以上、 出資の対象及び出資を種類を定める必要性を検証 すべきある。 また、那霸空港ビルディングは公共的な役割を 担う第三セクターとして設立された会社である が、利益を計上しており、かつ、財務が公金から言え ば、コロナ禍以前は十分な利益を計上するが、公金も は、コロナ禍後に業績が回復すれば公金も言え ば、可能であると考えられる。(したがって、完全民 営化が最も選択肢の一つに倣めた第三セクターの中 長期的の出入口戦略について、県とともに検討 すべきである。	要	出資に対する結果についてどのような結果指標 (八減額光客数等)の設定が適当か、また出資の継 続に關する必要性について、第三セクターが行う事 業の公益性、公益性、核算性及び将来見通し等を 鑑み、検討してまいります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
91	企画調整課	57 175	意見	【那霸空港ビルディング株式会社】 ○監査役(元市議員の監査役数任)	要	那霸空港ビルディングの常勤監査役には、少 なくとも平成29年度以降は、那霸市元議員が2名連続して就任 している状況である。 株式会社の株主は、役員の選任権を有している が、株主は、企業価値を最大にし、最もも満足であると考 えられる役員を選任すべきである。 そのため、那霸空港ビルディングの株主である 那霸市は、那霸空港ビルディングから常勤監査 役の推薦依頼を受けた場合であっても、監査役に 推薦者を推奨するのではないか、民間企業出身者 を含め、よりふさわしい人物ではないのか、那霸 空港ビルディング側に確認した上で、それではな お市に推薦依頼が行われる場合にのみ推薦者 を提示することが望ましい。	令和5年度	令和5年度の定期株主総会における監査役選 任ごとに、監査役が選任に係る監査役候補者 候補者を受けて、投票元の那覇空港ビルディング株式 会社に対する推奨依頼が受け取られました が、会社側からは、「監査役については、別途、民 間企業者へも推薦依頼を行つております。 その上で、 那霸市からも推薦をお願いしたいとの回答があ り、その意見も踏まえて、推薦者の選示を行いま した。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
92	企画調整課	57 176	意見	那覇空港ビルディング株会社 ○株主総会の議決権行使時における意思決定の過程が起業事務に記録されていない、市は、那覇空港ビルディング株の株主として、そのための賛否を意思決定する必要がある。例年、○㈱主総会への参加において、市長に代わって○㈱主総会への出席において、いざりの起業事務が作成されているだけであり、株主総会の議案に対する賛否を記載してよいのかについては、市の行政手続における意見を記録・保存することを重要であるから、株主総会の議案に対する賛否についても起業書に記録すべきである。	要	本市が株主などになっている那覇空港ビルディング株会社の株主総会に開いて、市長の出席が困難で代理出席等による議決権行使をしようとする場合は、総会招集に係る起業書において、すめ、各議案に対する賛否について記載し、意思決定の過程として記録を残すようにします。	令和5年度	令和5年度の定期株主総会においては、6月定期総会との日程重複のため書面による議決権行使いたしましたが、総会招集に係る起業書(出欠等)において、各議案に対する賛否について記載をして、意思決定の過程として記録・保存しました。	整理済み
93	まちなか整備課	40 57 179	意見	那覇新都心株会社 ○出資の効果及び出資目的の達成状況について確認が不十分 市は、公金である225百万円を出資している以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を具体的には、以下のよしなな対応を検討されたい。 (既述の出資理由のうち①～②)不動産運用専門の民営事業者への譲渡について、第三セクターの継続性は検討されたい。 (既述の出資理由のうち③～⑤)市役所の収入額や雇用状況などについて、他の施策の效果を測る際にも活用可能であり、個人情報保護等への配慮に留意しつつ共有し、各施策の効果を図るべく活用できる方策を検討されたい。	要	民間事業者への譲渡や第三セクターとしての継続性について、経済省が審定した「第三セクター等の経営全般等に関する指針」の内容を踏まえながら、成果指標等の結果を活用し、検討してまいります。また、出資の効果や出資目的の達成状況の検証について、どのような結果指標(市場の取引額、雇用状況など)の設定が適当なのか、検討していきます。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
94	まちづくり協働推進課	58 183	意見	「協働によるまちづくり推進事業」 ○成果指標が設定されていない、事業的に見合う成果指標を設定すべきである。 なお、本事業の目的が、すでに協働によるまちづくりを実践している市民の活動の継続を促し、点から点へ、線から面へと繋げることで協働によるまちづくりの推進を図るものであることに鑑みる、必ずしも定量的な成果指標の設定に固執せども良いと考えられる。	要	定性的な評価指標をどう定めるか、協働によるまちづくり推進協議会との意見交換などを交えながら検討していきます。	令和5年度	令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の取り扱い行政との連携の手法について検討しています。	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
95	まちづくり協働推進課	61 184	意見	【協働によるまちづくり推進事業】 ○コロナ禍における柔軟な予算執行率は79%と低調となっていました。令和5年度では、当協議会における役員会・運営委員会などの会議体を利用し、事業の進捗状況を共有する機会の見直しなどが必要について意見交換会において検討しては、運営委員会と予算執行率を90%超しています。	要	令和4年度の予算執行率は88.2%とやや低調である。これは、コロナ禍による感染拡大防止の観点から、事業運営場所にも相まって、事業の活動範囲を縮小したことによる。また、環境変化に応じた迅速な事業変更を実施し、効果的な執行率向上に努められたい。	令和5年度	令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その後で、今後の当協議会の在り方や行政との連携の手法について検討しています。	整理済み
97	文化振興課	58 188	意見	【指定管理者制度導入施設運営定規支給金交付事業】 ○事業の事後の評価について改善の余地がある 本事業の成果目標は設定されていない。 非常事態時における事業の柔軟性についても、事前の評価・検証によって事業の効果を測る必要性は高くなっています。 効果検証シートで課題を挙げているが、具体的な改善策としては言及されていなかった。事後的な改修改善策としては言及されていなかった。 事後的な改修改善策まで検討されたい。	要	指定管理者モニタリングを適切に継続しつつ、事業の成績目標を設定し、事後の評価・検証によって事業の効果を測れるよう改善策を検討致します。	令和5年度	本事業は令和4年度で事業完了となりました。今後同様の事業実施の際には指摘内容に留意し、適切な成績目標を設定するよう努めて参ります。	整理済み
98	文化振興課 企画調整課	60 190	意見	【指定管理者制度導入施設運営定規支給金交付事業】 ○指定管理者に対する支援金交付事業に関する支給方法の明確化 支給交付金は金額と実績額の妥当性に係る指定期間の利用料金減収額であることは言うまでもない。つまり、本事業は指定管理者制度とセグメント別に、実効性ある指定管理者モニタリングを適切に継続されたい。	要	【文化振興課】 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化すばくは改善策を検討致します。	令和5年度	本事業は令和4年度で事業完了となりました。今後同様の事業実施の際には指摘内容に留意し、適切な事務手続を進めて参ります。	整理済み
					要	【企画調整課】 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化については、支援金のあり方を整理し、指針改訂を検討いたします。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
99	福祉政策課	58 193	意見	【那霸市社会福祉協議会補助金事業】 ○成果指標が設定されていない、 成果指標が設定されていないと、『事業の効果 測定』や『事業実施上の改善点抽出』次年度に対する の改進等についてのPDCAサイクルを適切 に実施することができる、事業の実施がいつ 実施するには、PDCAサイクルの実施が必 要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。	要	当事業は那霸市社会福祉協議会による地域福祉の 増進を図る活動を支援するため、その運営費に対して 補助金を交付するものであり、成績指標の設定は難 しいところですが、今後、PDCAサイクルの実施が能 くどのような成果指標を設定すべきか検討してま ります。)	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
102	福祉政策課	61 195	意見	【那霸市社会福祉協議会補助金事業】 ○重度い身障者 医療費等賃付事業の事業実 施主体の再検討 平成26年度那霸市包括外勤務費等賃付事業について、重 度心身障害者医療費等賃付事業について、那 霸市社会福祉の事業としてではなく、那 霸市が自ら高齢者障がい者からの相談業務を 行っている仕事は重度心身障害者医療費等賃 付事業を行うことは不合理ではないと 考える。 もとより平成26年までは那霸市が同事業を行っ ていたことから、引き続き那霸市が自ら行うことど うできないのかの検討は検討すべきである。	要	重度心身障害者医療費等賃付事業は、対象者の 方々の医療受診に伴う手数料等の負担軽減を目的 とするとともに、国民制度上の財政的負担がある、当該法人へ那 霸市が自ら行うことができるかどうかについては今後検 討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
103	福祉政策課	58 198	意見	【那霸市民委員児童委員連合会補助金事業】 ○活動指標で改善の余地がある 民生委員児童委員の勤務活動に注力すべきじ ごろ、新任委員児童委員のための説明会の午間開催 数など、活動指標に加えるべきである。 また、市民委員児童委員が活動指標として ある支援数の集計を行っているが活動指標として 掲げていない。 補助金交付の成果を測定するにあたって、民 生委員児童委員の活動が結果であると言 わざるを得ない。 民生委員1人がおりの負担が過重に ならないように、支援数を活動指 標及び成果指標に設定することを検討されたい。	要	兼任市民委員勤務のための説明会については、 現在、那霸市民委員児童委員連合会では行 っていません。しかし、現在の市民委員の人員状況を ともに、活動指標として設定することを検討してま ります。また、支援数にこだわらないように配慮す べりの負担にならないように配慮した上で、活 動指標として設定することを検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
104	福祉政策課	58 198	意見	那霸市民委員会補助金事業】 ○成績指標が設定されていない、 成績指標が設定されていないと、『事業の効果 測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改悪』といった、PDCAサイクルを適切 に実施することが難しい。事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が 必要になるため、適切な成績指標を設定する必 要がある。	要	事業の効果を検証するため成績指標の設定は有 効だと考えています。どのような成績指標の設定が 適切なのか検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
106	ちやーかん じゅう課	58 203	意見	【経費老人ホーム補助金事業】 ○成績指標が設定されていません。 ○成績指標が設定されていませんと、『事業の効果 測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改悪』といった、PDCAサイクルを適切 に実施することが難しい。事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が 必要になるため、適切な成績指標を設定する必 要がある。	要	—	—	那霸市経費老人ホーム補助金交付要綱に基づ き、申請があつた法人に対して、条件を満たしてい るが、申請し実際に支給する事業の ため、成績指標の設定が困難です。	整理済み
107	ちやーかん じゅう課	59 204	意見	【経費老人ホーム補助金事業】 ○予算措定方法に改善の余地がある 平成25年以後、予算措定期額が変わらないという 理由で、種別式の補助金の数値になっていたが、 現状の予算内示事のままになってしまった。 現状の予算措定期額は平成25年度の数値に基づ き予算措定期額を算定しており、令和3年度予算措定期 間に予算措定期額が反映されてしまうが、仮に掛 け目を算定期額が反映される場合の金額が把 握できない。 市は直近の施設の実態を踏まえた予算措定期 方法を探用すべきである。	要	令和4年度より、直近の施設利用者の実態を踏 まえて、予算措定期額を行っております。	—	—	整理済み
109	環境保全課	61 213	意見	【環境水鳥・湿地セシタ管理監督協議会会員登 録金事業】 ○市民に向けた事業内容の開拓活動の実施 セシタのコントロールは実施しているが、セシ タの役割、機能についてまだまだ市民に浸 透していない状況である。自然に觸れる机の 体験等をあわせてセシタの機能についても メディアやSNSで発信し、セシタの存在意義を 市民に知らしめるべきである。	要	ホームページやTwitterなどのSNSを通して、施設 の案内やイベント情報を発信することにより、マスコミ 等も活用して情報を発信していきます。	令和5年度	令和6年7月発行の那霸市の広報誌において、 セシタ実施の裏側を企画をしていました。10月 に広報誌に掲載を予定している邊浦水鳥・湿地セ シタ設立20周年の特集記事についてでは、 TwitterなどのSNSも活用し、情報を発信いたしま す。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期間	実施日及び実施内容	処理区分
110	環境保全課	58 213	意見	【邊湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業】 ○成果指標が設定されていない、 成績指標が設定されていない、 事業実施上の課題抽出に次年度以降の改悪】といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することができない。事業を効果的かつ効率的に実施するため、適切な成果指標を設定する必要があります。今後は、アセスメント結果を基に、来館者数を達成目標と設定するなど、客観的な指標で成果を見える化していきます。	要	同センターでは、来館者(3万人)を達成目標として毎年の総会の場で前年度の達成等を確認し、業績としています。会員登録料についても、コロナ禍の3年間(令和4年度まで)は休止していましたが、令和5年度は、アセスメント結果を基に、来館者数を達成目標としています。また、月に一度、担当者会議を開催し、事業の進捗状況や事業内容の変更に対する点とともに、年度末に開催する総会において事業の達成状況や事業の見直しを行って総会の場で年間事業の内容を審議していきます。	令和5年度	整理済み	
111	環境保全課	59 214	意見	【邊湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業】 ○予算の積算根拠が不明。 負担金を5,000千円とする根拠が不明である。 予算積算額の算定期限とて、例えば、負担金の候選はセンター運営費の積算費にあたられるため、センター運営費の貢献度をセンター原則に沿って算定期限とする方法が考えられる。また、負担金決定金額について、沖縄県、那覇市及び豊見城市の3者間で、覚書等の文書を作成することが望ましい。	要	平成15年度開館した邊湖水鳥・湿地センターの事業計画に基づき算出した取扱予算額12,000千円のうち那覇市における負担金額が5,000千円に設定され、以後継続した負担金額となっています。会員登録料の変化を踏まえ、物価指数等の社会情勢の変化も踏まえ、負担金を分担している他、自治体及び関係部署と調整して参ります。また、予算に伴う負担金額等が必要であることを確認してから、予算に伴う負担金額等を作成して申請内容を明確化し、令和5年5月10日付で沖縄県、那覇市及び豊見城市の三者で負担金の覚書を締結しました。	令和5年度	整理済み	
112	環境保全課	59 215	意見	【邊湖水鳥・湿地センター管理運営協議会負担金事業】 ○負担金交付に係る協議書及び交付決定書の文書が作成されていない。 本事業は議会長名義で、邊湖水鳥・湿地センター管理運営協議会長名義で前期2,500千円、後期2,500千円の請求がされましたが、その前提となる協議及び交付決定について文書が作成されていない。 手帳の明確性の観点から、協議内容及び交付額決定についても文書を作成すべきである。	要	令和5年4月に開催した総会において、環境省より負担金の経緯について説明を受け、今年度予算についても承認を得ました。また、同総会において、予算に伴う負担金額等を作成して申請内容を明確化し、令和5年5月10日付で沖縄県及び豊見城市と負担内訳について明記しております。	令和5年度	整理済み	
113	商工農水課	58 217	意見	【離島漁業再生支援事業】 ○成果指標が設定されており、現状成績指標が設定されていないため、適切な成績指標を設定されたい。	要	本事業は5年度間を1事業期間(計画期間)として国期間における成績指標は設定していませんが、単年度毎の成績指標についても設定してあります。他市町村の事例を参考に検討してまいります。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。) 取組中	

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
115	商工農水課	58 222	意見	〔水産物の新たな販売手帳事業新型コロナ蔓延〕 ○適切な成果指標が設定されていない、 成果指標は設定されてしまう、適切な成果指標を設定されない。	要	適切な成果指標の設定について、指標基準に沿ったものがあります。当該指標を参考し、当該事業の効果を図るために適切な効果指標の設定を検討してまいりたいと思います。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
116	商工農水課	61 224	意見 企画調整課	〔水産物の新たな販売手帳事業新型コロナ蔓延〕 ○補助金適正化チェックシート作成の運用ルールについて改悪の余地がある。 現行の運用ルールでは、補助金適正化チェックシート〔No.1〕は当初予算作成時ににおいて各事業に係る実施計画策定の際に作成する運用としているが、本事業は補正予算によって臨時的に決定したために作成されていなかったとのことです。 しかしながら、補助金適正化チェックシート〔No.1〕の作成目的は、実施しようとする補助事業が期間最初の補助金に開示するがイメージに照らして妥当かどうかを判定することにあることから、補正予算により設定された補助事業においても作成すべきである。	要	企画調整課による運用の見直しを確認しました。 今後、補正予算時に見直しを行っておりります。	令和5年度	企画調整課による運用の見直しを行っても補助金適正化チェックシート〔No.1〕を作成又は更新いたします。	整理済み
117	商工農水課	58 227	意見	〔那覇工会議所事業賄助成事業〕 ○成果指標が設定されていない、 成績指標が設定されていないと、「事業の効果測定」「事業実施上の問題抽出」次年度以降に実施するところが難しい。 事業を効果的かつ効率的に実施するため、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要があります。	要	事業開始時に成果指標の設定はしていませんが、事業報告時に各事業が適切に実施されているかを必ず確認しております。課題があれば次年度事業開始時には改善した事業内容へ変更をしております。	令和6年度	課題があれば次年度事業開始時には改善した事業内容へ変更をしております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所告部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
122	商工農水課	58 234	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○事業の事後の評価について改善の余地がある。 本事業の成果指標は設定されてない。 非常事態における事業、事後の評価については、他課における指定管理者による評価と検証によって事業の効果を測る必要性は無くなっています。 また、他の指定管理者が、活動指標として予算額と目標額との差額を算出する場合に、予算額及び実績額などを活用し、課題の認識、及ぼす影響等を参考にし、適切に設定することができます。 今後同様の交付を行う上で、適切な事後の評価が行われるよう改善してまいります。 また、毎年の指定管理者モニタリングにより、指定管理者に係る業務全般の指導・改善を継続します。	要	事後の評価の方法については、他課における指定管理者による評価と検証によって事業の効果を測る必要性は無くなっています。 また、他の指定管理者が、活動指標として予算額と目標額との差額を算出する場合に、予算額及び実績額などを活用し、課題の認識等を参考にし、適切に設定することができます。 今後同様の交付を行う上で、適切な事後の評価が行われるよう改善してまいります。 また、毎年の指定管理者モニタリングにより、指定管理者に係る業務全般の指導・改善を継続します。	—	（実施後、その内容が記載されます。）	情報交換を行ううえで、適切な事後の評価が行えるよう改善してまいります。
123	商工農水課 企画調整課	60 235	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化 担当課においては、「支援金」を「補助金」と同様として判断して検査調査書を作成している。但し、検査内容は収入と感染症防对策費のみのチェックとなるべり、それだけを求める調査様式になつてゐる。 本事業は指定管理者事業とセントラルだが、効率化の観点から指定管理事業の収支検査調査書を採用できる様式にすべきである。しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調査書は提出されないが、そのため、指定管理者の監正性確保の観点も併せた、全市的のerule改訂も併せて検討されたい。	要	【商工農水課】 検査調査書の作成要否、検査内容等の全般的なルーチン改訂については、指定管理施設を経営する会員企業と協議を行い、適切に見直していくべきと考えております。	令和6年度	（実施後、その内容が記載されます。）	取組中
124	觀光課	58 238	意見	【NAHAマラソンコロナ対策支援事業】 ○成果指標に改善の余地がある NAHAマラソンの盈溢結果という観点から言えば、大会実績には県外からの参加者が多い方が望ましい。そのため、オンラインマラソンも、県外居住者に参加してもらいまして、NAHAマラソンの存在感をアピールしていくことが重要であると考える。 したがって、成績目標として、単にオンラインマラソンの参加人数とするだけでなく、参加人数のうち、県外居住者についても成果目標に含めるべきであった。	要	【企画調整課】 指標の明確化については、支援金の考え方を整理し、指針改訂を検討いたします。	令和6年度	（実施後、その内容が記載されます。）	取組中
									オンラインマラソンは、コロナの影響によりリアル大会の代替として実施していたため、今後開催する予定はありません。また、今後オンライン大会を開催するにあたっては、県外に登録された県外居住者を多く参加者を募っており、引き続き県外居住者に対してNAHAマラソンの情報を発信し、より多くの参加者を召められるよう努めます。

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改進の理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
125	都市計画課	58 242	意見	沖縄都市モハーレインフラ整備事業建設補助金 ○事業完了後ににおける成果指標の達成度測定が化要 本事業の完了予定期は令和7年度のため、現時点においては成績指標の達成状況については、事業完了後におけるモニタリングを実施し、効果を測定することを検討します。	要 要	成績指標の達成状況により、効果を測定することを検討します。	令和5年度 令和8年度以降にモニタリングを実施し、効果を測定します。	成績指標の達成状況について、事業完了後におけるモニタリングを実施し、効果を測定します。	整理済み
126	生涯学習課	58 245	意見	【那覇市育英会運営補助金】 ○成績指標が設定されておらず、事業の評価が事業を効率的かつ効率的に実施するには、適切なPICAサーカルの実施が必要である。 成績指標を設定する必要がある。 食料人數は活動指標のみならず、那覇市育英会における事業を表す指標でもあると考 えられる。ある事業の成績を表す指標又は新規導入 数を成績指標に設定することを検討すべきであ る。 その上で、平成24年度をピークに食料人數が 減少している事業を踏まえて本事業を適切に評 価し、評価結果を、次年度以降の補助金予算額 を決定や那覇市育英会の将来的な展開の検討 の際に活用されたい。	要 要	那覇市育英会および当課にて協議した結果、事業 評価における成績指標として、制度趣旨や適正な運 営に資するような指標設定について、令和6年度の国 立授学生事業の改正の動向等を確認しながら検討 します。	令和7年度 (実施後、その内容が記載されます。)	令和7年度 (実施後、その内容が記載されます。)	取組中
127	生涯学習課	60 246	意見	【那覇市育英会運営補助金】 ○補助金の算定期が補助金交付要綱に定め られていない 本事業における那覇市育英会補助金交付要 綱において、補助金の算定期については、毎 年度の予算の範囲内で定める額と定められた。 年度においてのみで、明確な算定期が規定され ていないが、本事業においては、補助金額を決める上 に設定した上で補助金額を決定する運用とし ているため、現時点では業務上大きな問題は生 じていないものの、那覇市の補助金交付要綱 において補助金の上限を明記する措置を検討さ れたい。	要 要	上位指針である「那覇市補助金に付するガイドラ イブ」に基づいて那覇市育英会へ補助金を交付して いるため、企画調整課等の関係部署との意向を確 認しながら、明記する措置を検討したいと考えており ます。	令和6年度 (実施後、その内容が記載されます。)	令和6年度 (実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
129	ちやーがん じゅう課	58 249	意見	那霸市シルバー人材センター運営補助金 ○成績指標が設定されておらず、事業の評価が不十分 成績指標が設定されていないと、「事業の効果測定」や「事業実績上の課題抽出」次回目以降に実施することができるPDCAサイクルを確実に実施することができる。 PDCAサイクルを確実に実施するため、当センターにおいても同項目を成績指標として設定します。	要	令和5年度より、(公社)沖縄県シルバー人材センター事業協議会から、「シルバー事業実績の向上」のため、「PDCAサイクル」を導入し、継続的な改善及び実績の向上を図る取り組みを行うこととし、下記項目について目標管理を行なう計画が策定されたため、センターにおいても同項目を成績指標として設定します。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 ○派遣事業延人員 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増	令和6年度	・実施日：令和5年4月1日 ・実施内容：下記のとおり、成績指標を設定し、継続的な改善及び実績の向上を図る取組を行っていきます。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 ・新規会員向けのツールを検討 3.退会抑制策 ○派遣事業延人員 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増 ・未実地	取組中
130	ちやーがん じゅう課	47 59 250	意見	那霸市シルバー人材センター運営補助金 ○補助金予算算定期間ににおける団体の資金的余裕の有無の検証 那霸市シルバー人材センターにおいては、5月期終にて一般正味財産額が5千円未満となり、6月期終にて一般正味財産額が5千円未満となるなどしており、特に令和2年度においては、当期の一般正味財産額が17,330千円と多額になってしまっており、特に令和2年度においては、当期の一般正味財産額が17,330千円と多額になってしまっている。本市は、補助金交付額の予算額算定期間においては、那霸市シルバー人材センターの賃金支給額や補助金交付対象年度の賃金支給額、また、余裕資金額の予算額等についても考慮した上で、直に必要な補助金額を予算として積算すべきであり、運営補助金の過剰な交付を防ぐ必要がある。	要	今和2年度の当期一般正味財産の17,330千円増額については、現在シルバー人材センターが計画を立て、解消に努めているところであります。 他の補助金交付額の予算額なども参考にし、真に必要な補助金額を予算として積算し、運営補助金の過剰な交付などを防ぐ努力を進めます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
131	ちやーがん じゅう課	60 251	意見	那霸市シルバー人材センター運営補助金 ○補助金の算定期間が補助金交付要綱に定められていない、 本事業における那霸市高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱において、補助金の算定期間については、毎会計年度の予算の範囲内において定めるものとする。」と記載されておりのみで、明確な算定期間が規定されていません。 那霸市は、補助金交付基準において補助率上限を明記する旨を検討されたい。	要	市の補助金の算定期間について、国や他市町村への補助金算定期限の明記を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
133	ちやーがぶんじゅう課	47 60 251	意見	那霸市シルバー人材センター運営補助金 ○収支が生じた場合の補助金交付額の検討 和元年度以降の3年間、那霸市シルバー人材センターの収支状況には比較的の余裕があるに推察されるが、このようにした場合には、車両等に予算を確保するための理由だけで、補助金の候補時に法人の収支実績を確認する上、収支に余裕が生じたのであれば、予算措置額から減額して補助金を交付することを検討すべきである。そのため、補助金検討時ににおいては、法人の収支実績を確認した上で補助金交付額を算定されたい。	要		令和7年度 (実施後、その内容が記載されます。)		取組中
134	保健総務課	59 255	意見	病院事業運営費負担金 ○運営費の交付対象となる経費の範囲について改悪の余地がある。 取扱代金の支払い時に運営費負担金が財源措置されるところであら、減価償却費用計上時に異に財源措置する必要は無く、減価償却費用計上時に財源措置してしまうと、二重に財源措置されてしまうことになってしまいます。 したがって、小児医療に要する減価償却費用(308,026円)及び満期(2026年3月)の減価償却費用である154,013円(小児医療)及び46,462円(高齢医療)については、減価償却費用計上時にではなく運営費負担金算定上の経費から除外されるが、今後は、新病院建設に伴う多額の建物減価償却費が発生するこれが予想されるため、市は上記記載内容を踏まえ、より合理的な運営費負担金算定方法を確立されたい。	要	取扱代金の支払時は元金償還(借入金)に対する減価償却費は差額費用(未了分)に対する財源措置がついていますので、二重の財源措置がどう引き継ぎ検討します。 また、抽出基準における事などなっていますので、今後の新病院建設による前廟市立病院の取扱い化等子測されるが、どの様な算定方法がお互いの方にも良いのか、検討します。	令和6年度 (実施後、その内容が記載されます。)		取組中
135	保健総務課	60 256	意見	病院事業運営費負担金 ○運営費負担金の交付要綱が作成されていない。 市は、那霸市立病院に対する運営費負担金の交付要綱を作成していない、これは、平成6年度の那霸市監査委員による財政監査結果等監査においても指摘されているところであり、年間以上未対応のままである。 交付要綱は、現状は、交付目的等の問題が作成されていない。 したがって、市は運営費負担金が存在しない、という点であり、市は行政手続上問題である。 早急に作成すべきである。	要	運営費負担金交付要綱の作成に向けて、明確な算定方法を定められたるため経済効率化に掲げられた各経費の生的根柢について照会を行ったところであります。これを踏まえ、企画財務部と要觸制定に向け協議を開始します。	令和6年度 (実施後、その内容が記載されます。)		取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
136	保健総務課	47 61 260	意見	【病院事業運営交付金(新型コロナ関連)】 ○運営費交付金交付の必要性検討が不十分 令和2年度及び令和3年度における那覇市立病院の医業収支比率はコロナ禍前の平成30年度よりも悪化していまが、コロナ禍常収支比率は平成30年度に比較して大幅に向上了。医業収支が厳しい那覇市立病院を支援するため緊急性が高いとして本事業を立案したが、このような緊急性の高い事業であつたとしても、那覇市立病院の資金繰り状況等、必要最低限の事業を考慮した上で事業の必要性を検討すべきであった。	要	—	—	—	整理済み
138	保健総務課	60 265	意見	【救急診療事業補助金】 ○医療提供体制の十分性について市が確認していない。 那覇市立病院においては、小児救急診療の実施体制について、病院側の判断に基づき、医師2名+看護師5名+放射線技師1名+検査技師1名+薬剤師1名の合計10名体制を確保している。市は補助金交付にあたって、神助事業の内容が適正であるかどうかを確認する必要があると規定しているため、本補助事業の対象となる「休日又は夜間における小児救急診療を実施する上で、医師の10名体制は医療提供体制として十分であるが、市においても確認することにより望ましいと考えられる。	要	—	—	救急医療提供体制について市が最大限配慮しているところを、市立病院が毎年1日の診療体制に対する委嘱やマンパワーの状況を踏まえ、自主的に判断して事業が確実に実施されていることを確認していく予定です。	整理済み
139	道路管理課	61 268	意見	【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】 ○成果指標が設定されていない、結果測定や「事業実施上の課題抽出」、「事業の効果測定」といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	—	—	本業務は、成果目標の設定が困難な業務であるが、施設を良好な状態に保つため、法令等に基づく点検・清掃などを実施し、昇降装置等の長期間の天然防止などを実施などを、目標に業務を進めております。他の道路管理者と年4回の幹事会及び必要な年に応じて事業の課題抽出や改善方法の検討など、今後の大規模な整備の更新や長寿化に向けた意見交換や情報共有を行っており、目標達成に向けて取り組んでおります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
140	道路管理課	62 269	意見	[沖縄都市モバール自由通路の維持管理業務委託] ○委託金額が定時に入手する見積書の内容に改善の余地がある。市が沖縄都市モバール株から入手している見積額が記載されているだけで、委託業務を構成する個々の業務ごとの見積額内訳は記載されていなかった。 見積書入手にあたっては、見積額内訳も合わせて入手することを検討されたい。また、個々の業務ごとの見積額の根拠資料として、個々の業務に関する再委託先からの見積書も入手することができるようお願いします。	要	—	令和5年度	見積書入手にあたり、見積額内訳書と共に再委託先からの見積書を収取致しました。	整理済み
142	道路管理課	64 270	意見	[沖縄都市モバール自由通路の維持管理業務委託] ○委託費に係る報酬資料の入手が不十分一部の再委託業務について、再委託先との契約書や請求書等は保存されておらず、再委託先から沖縄都市モバール株間に提出された見積書が保存されているだけであった。 この点、再委託からの見積書のみでは、実際に沖縄都市モバール株が業務を再委託したことを見証できず、検査資料として不十分であるとしたがって、全ての再委託契約書のコピーを入手し、原則的に保存すべきである。	要	令和5年度	再委託先の契約書については、今年度の業務により、再委託先への支払い等に係る書類も添付するよう改訂いたしました。	(実施後、その内容が記載されます。) 取組中	—
143	道路管理課	64 270	意見	[沖縄都市モバール自由通路の維持管理業務委託] ○精算報告書の提出時期について再検討の余地がある。	不要	令和3年4月14日から令和3年3月31日までとなっています。一方、本業務の精算報告書は令和4年3月31日付で市に提出されていることから、委託業務完了から精算報告書作成までの期間が非常にタイトになつている状況が伺える。 委託事業者である沖縄都市モバール株における精算報告書作成時間を確保するためにも、精算報告書の提出期限を4月上旬にする必要性がないか検討されたい。	—	—	—

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
144	道路管理課	64 271	意見	○沖縄都市モハール自由通路の維持管理業務委託 ○仕様書に記載されていない業務が委託されており、業務委託契約を締結する業務のうち、施工管理業務（エレベーター、エスカレーターの張揚技術管理業務）が仕様書に記載されていなかったことである。	要	「令和5年度沖縄都市モハール自由通路の維持管理業務委託」において、仕様書に施工管理業務を明記するなど、必要事項を追記改善しておきます。	令和5年度		整理済み
145	企画調整課	64 275	意見	○沖縄市条例100周年記念沖縄都市モハール（※）リールラッシュ（車両運行等業務） ○履行状況に関する検査方法に改善の余地がある 委託先から提出された業務完了報告書の入手ももつて履行確認とし、「検査調査」を作成していく。 しかし、実際に仕様書に基づき毎日ラッシュ等車両が運行されていることを確認しているため、履行確認の方法で改善の余地があつた。	要	担当職員の出退勤時や外勤時における車両の履歴の目視を行っておりますが、ご提案の方法まで行っておりませんでした。本事業は終了しておりますが、今後同様の事業を進行場合は、ご提案の方法も含め検討、対応して参りたいと考えております。	令和5年度		整理済み
146	公園管理課	61 278	意見	○都市公園維持管理業務委託 ○成果指標が設定されていない、『事業の効果測定』や『事業実施上の調査結果抽出』、『次年度以降の改善策』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要となるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	公園の維持管理を効率的、效果的に推進するため、公園利用者等へのアンケートによる検証結果の趣旨に従って快適な公園環境の維持に努め、公園利用者へアンケートを行なう等、検証方法を検討、適切な成果目標を設定します。	令和6年度	令和5年度 取組中	整理済み
148	秘書法務課	61 282	意見	○広報など市民の友配布業務委託 ○成果指標が設定されていない、『事業の効果測定』や『事業実施上の調査結果抽出』、『次年度以降の改善策』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要となるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	改善策について、成果目標の設定については、今後は過去3年間の間、合わせ件数の平均値（約150件）を下回るよう、令和5年度は公園利用者等へのアンケートによる検証結果の趣旨に従って適切な成果目標を設定します。	令和5年度		整理済み
149	クリーン推進課	61 286	意見	○活動指標が設定されていない、本業務の従事人員数の妥当性及び業務委託の実施年度である平成28年度より集計しデータ化しているところあります。	要	スプレング入りマントレス等解体業務委託 ○活動指標が設定されていない、本業務の従事人員数の妥当性及び業務委託の実施年度である平成28年度より集計しデータ化しているところあります。	—	—	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改修が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
150	クリーン推進課	62 286	意見	【ブランク入りマットレス等解体業務委託】 ○より合理的な委託料率算定方法の検討 シルバー人材センター以外の事業者から見積書を作成する等して、「マットレス1点あたり×1回解体あたり」と「年間解体枚数」による委託料率額を算定の上、現状の料見料額の妥当性を検証すべきである。	要	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づきシルバー人材センターと賃借契約を締結しているところにあるが、今後は、他社からも同様に委託料率を算定することができるよう、当該業務委託内容に開示する見積書を徹底するとしてマットレス1回解体あたり×1回込み年間解体枚数」を推計することで、シルバー人材センターからの「見積額の妥当性を検証するよう努めます。	令和6年度 組合予定	令和6年度の業務委託に係る手続きにおいて取り組中	
151	クリーン推進課	62 287	意見	【ブランク入りマットレス等解体業務委託】 ○賃借契約の要約内容が公開されていないこと 市のHP上で本契約の取扱後の情報、契約者の名称、契約理由、等)が記載されていなかったこと この点、担当課によれば、「契約時ににおいては、メールにて仮事庁幹課にHP掲載依頼を行ない、HP上で正確に記載されていることを確認した」とのことであるため、その後、どこのタイミングでウェブサイトに不具合が生じ記載が消えてしまった可能性があると考えられる。 市は、那覇市契約規則第11条に沿い、賃借契約に関する情報を公表するなどして、適切な契約内容の公開に取り組んでいきます。	要	賃借契約の要約内容が公開されていなかったことに端して、システム的な不具合による情報が消えてしまった可能是あります。システムにおける不具合の特定には至っておりません。 今後は対応させていただけ、情報掲載後は定期的にHP上に記載されたページの確認をすると、契約内容の公開に取り組んでいきます。	令和5年度	令和5年度における賃借契約の要約内容の公開に關しては、契約内容が公開されていることを確認した後、そのページ画面を画像保存することで契約内容の公開を確認しました。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
152	ちやーがぶん じゅう課	61 290	意見	【那霸市津波避難センターにおける介護予防事業及啓発事業における地域介護予防活動支援事業】 ○成馬指導員が設定されていない。 ○成馬指導員が設定されていない。 ○事業者の効果測定や事業実施上の問題抽出に次回度に繰り返すことが難しい。 ○PDCAサイクルを確実に実施するため、適切な結果指標を設定する必要があります。 ○事業を効果的かつ効率的に実施するため、適切な結果指標を設定する必要があります。 ○事業者を充実したものにするために講座受講生に対する満足度アンケートを行い、満足度が満足したものの割合を成績指標にすることも検討されたい。	要	令和5年度は介護予防講座の開催は、月3回以上の解説を目標とする。また、1回あたり5人以上の参加となるよう目標を設け、成果指標を設定しました。	令和5年度	左記の改善計画内容を契約書等に明記しました。	整理済み
153	ちやーがぶん じゅう課 財政課	62 291	意見	【那霸市津波避難センターにおける介護予防事業及啓発事業における地域介護予防活動支援事業】 ○事業費算定期限ルールが不明確 ○委託料の算定期限は、市の要求水準を元たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が複数ある現状は極力排除することを求められる。 そのため、一般管理費について、車両整備委託料の内車両に従事のではなく、市内部における、客觀的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール(積算基準)を明確化されたい。 なお、一般管理費の算定期限ルールを含め、新規に関する事務処理は明確化されねば上で、新規又は全庁的に統一されるべきである。しかし、全ての都道府又は全市で統一された委託業者に対して、都道府毎又は全市で統一された委託業者に対して、新規事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。	要	【財政課】 【ちやーがぶんじゅう課】 ○業務費算定期限について、他部署の委託に係る算定期限等も踏みながら今後も検討していきます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改悪理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
156	ちやーがざん じゅう課	63 293	意見	[那霸市津波避難センターにおける防災活動支援事業] ○東委託禁止条例予防活動支援事業に該する事務実施形態に 該するものとし、他のものとの間に再委託することができない。 規約第13条に、「これは委託事業を自ら 実施するものとし、他のものとの間に再委託することができない。(再委託止上規定) しかしながら、シルバー入村センターは会員に 委託(借入)した上で事業を実施されるところから、委託契約 に該当するものと考えられる。このから、委託契約 書第13条の規定内容と異常に該当するものではない。 再委託を原則禁じるにいたし、委託契約書 第13条の規定修正をすべきである。	要	今年度契約における指摘事項については、契約書 へただし、市が認めたものは除く。と追記しました。	令和5年度	左記の改善計画内容を契約書等に明記しました。	整理済み
157	健康増進課	62 296	意見	[がん検診・肝炎ワクス健診(個別・集団検診) 業務] ○受診状況の分析及びドーピングについて 本受診率の目的に照らし、受診者数、 率について、予定対象職員数と実績(受診者 数)の差異を分析し、未受診者に対するその 理由と改善策についてフィードバックすること 検討されたい。	要	令和4年度に、一部の対象者に対して、インターネット 形式で検診を受診しない理由を確認しました。例 年、未受診者に対して受診勧奨はばくを送付してい ますが、インターネットではかつきわいア ウトに反映し、受診につながる勧奨に努めま す。	令和5年度	子育て家庭への無料クーポン対象者に対して、未受診 者への勧奨が行き届いておりを確認します。その結果、効果 送付後の効果の受診勧奨を採用し、今後はがつきわいア ウトに、引き続き受診につながる勧奨に努め ます。	整理済み
158	健康増進課	62 297	意見	[がん検診・肝炎ワクス健診(個別・集団検診) 業務] ○予定価格決定の遅延に関する記録がない、 予定価格決定の遅延が記録(起業書等)として 残っていないため、予定価格の妥当性に疑義が 生ずる。 予定価格決定の遅延は記録として残ることもよ り、予定価格の妥当性の根拠になることはもとよ り、本件の予定価格決定の方法は、担当者のノ ハウとして蓄積し参考にされるべきものと考えら れる。	要	健診業務委託契約に係る予定価格について、那 霸市契約規則第22条规定により、執行予定 の金額をもつて予定価格としていますが、ご意見のど おり、執行予定の金額を推量するための委託料単価 についての記録はありませんでした。令和3年度委 託契約についての記録がありませんでした。	令和5年度	委託料単価の決定方法については、適切に記録 し、決算文書として廻しました。	整理済み
159	健康増進課	62 301	意見	[新型コロナワクスフラン集団接種医師業 務] ○事業の事後の評価について改善の余地があ る 本事業の成果指標は設定されていない。 非常事態時における事業の効果を測る必要性 は無くならない。 具体的な評価方法としては、例えばワクチン接 種回数や接種割合に基づく評価が考えられる また、他の事業を利用して利用する営業機関シ ー等を活用し、課題の認識、その改善策まで検討され たい。	要	業務委託の評価表を作成し、令和5年秋開始接 種にむけて、令和5年春開始接種の評価、検証を行 います。	令和5年度	業務委託の評価表を作成し、令和5年秋開始接 種にむけて、令和5年春開始接種の評価、検証を 行いました。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項内容	改善の必要性	改善計画又は意見の内容	実施日及び実施内容	処理区分
160	健康増進課	62 301	意見	[新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務] ○予定価格(医師特給)決定の経緯に関する記載がない。 那霸市医師会との調整に基づき決された時給12,500円という金額は、「基づき決された時給に於ける新しい製造方法で製造されたワクチンを使用する要領」に従事する医師等の報償費に於ける要領において記載されている。また、ほぼ全国民を対象とするもの、本件予定価格(医師特給)を決定した経緯を複数で記載する箇所(記載書類など)がないため、予定価格の妥当性に疑義がある。結果を要するか況んや誤解を生ずる。公金を貰う以上、那霸市医師会から時給算定の根拠等を徹底し、妥当と判断した陸續を記録として残されたい。	要	新型コロナウイルスワクチン接種については、初めて使用される新しい製造方法で製造されたワクチンであつたこと、また、ほぼ全国民を対象として、これまでにない大規模で緊急的な接種をして始めたまつた本市においては、当該接種に際し、那霸市医師会と協議を行い、妥定的な医師報酬に努めているところです。今後ににつきましては、算定の根拠や判断経緯について丁寧な記録に努めまいります。	当該集団接種に係る医師への報償費について、那霸市医師会との協議を行った上で、那霸市新型コロナワクチン集団接種に從事する医師等に関する要領を、会和3年1月23日に企画財務部長合議の後、健康部長決定並びに制定します。今後ににつきましては、算定の根拠や判断経緯について丁寧な記録に努めてまいります。	令和5年度 整理済み
161	健康増進課	63 302	意見	[新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務] ○隠匿要約における見合せ不要とした根拠が不明確。 本委託契約において、那霸市契約規則第23条、第22条第4号「市長が見合せする必要がない」と認めらるべきの見合せの場所により、那霸市立病院などのみ見合せを徹底している。 同条第2項第4号に於当することの根拠として、かつ、随意契約の妥当性を確保するため、各医療機関との調整の陸續を記録として残されたい。	要	市が運営する集団接種会場においては、日々多くの医師の配置が必要であり、より安定期的な医師の配置を目指すため、一部の集団接種会場における医師業務について、那霸市立病院をはじめ、市内の診療所の場所に対して、文書による協力依頼を行っています。	会和5年秋開始検査について、那霸市立病院をはじめ、市内の3箇所の病院に対して、文書による集団接種の協力を依頼を令和5年7月24日付で行いました。	令和5年度 整理済み
162	健康増進課	63 303	意見	[新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務] ○見積書の様式について改善の余地がある。 見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記載が義務付けられた場合、見積書の実際發行日から超過する以下のような不利益が生ずる恐れがある。	要	令和5年秋開始検査より取得する見積書については、「発行日付」と「見積有効期限」を必須とします。	(実施後、その内容が記載されます。)	令和5年度 取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
163	健康増進課	62 306	意見	【新型コロナワクチン接種に係る基本型医療機関業務】 ○事業の事後的評価について改善の余地がある。 本事業の成果指標は設定されていない。 非常事態における事業であっても、事後的な評価によって事業の効果を測る必要性は無くならない。	要	業務委託の評価表を作成、今後の改善につなぐため、令和4年度業務委託の評価・検証を行います。	令和5年度	業務委託の評価表を作成、今後の改善につなげるために、令和5年8月9日に行いました。	整理済み
164	人事課	62 310	意見	【那覇市職員定期健康診断の受診状況の分析及びコードバック】 ○定期健康診断の受診状況の分析及びコードバック 現在の販組みに加えて、定期健診の目的(職員の健診配慮、労働安全衛生法66条健診実施義務)に照らし、受診者数、受診率について、予定(対象職員数)と実績(受診者数)との差異についてコードバックする。 受診状況を更に整えるため、受診可能な医療機関を増やすことにについて検討します。 また、業務繁忙化のため未受診となることがあります。その対応について検討します。	要	受診状況を更に整えるため、受診可能な医療機関を増やすことにについて検討します。 また、業務繁忙化のため未受診となることがあります。その対応について検討します。	令和5年度	令和5年初において、令和5年度の製錬医療機関を前年度よりも増やし合計18か所、前年度の未受診者については個別に理由を確認のうえ、受診勧奨を行いました。 また、7月26日付で各所属局に通知を行い、所属職員が業務繁忙化を理由に未受診などなることがないよう周知を図りました。	整理済み
165	人事課	63 311	意見	【那覇市職員定期健康診断業務】 ○見積書の様式について改善の余地がある。 見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い場合、見積書の実際発行日から契約締結までの期間が乖離すると以下のようなく不利益が生じると考えられる。 委託先についてでは、経済環境が変化して当初の見積額に拘束され、取引關係上、不利に扱われるおそれがあること。 那覇市についてでは、起業沖裁等に委託先が当初見積額で受託できず、それがあり、非効率となること。	要	見積書の様式について、「発行日付」と「見積有効期限」を設け、記載も必須にすることとします。	令和5年度	令和5年度より発行する見積書については「発行日付」と「見積有効期限」を必須にします。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
166	商工農水課 企画調整課	65 315	意見	【那覇市ぶんかデンブス幹理運営事業】 ○指定管理事業に係る検査運営について明確化が必要な場合は、指定管理者の運営の適正性確保に資するだけでなく、指定管理事業の運営には、検査手続の内容、意見事項など対応内容等を簡潔に文書にしておくことが望ましい。全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。	要	【商工農水課】 全庁的なルール改訂については、指定管理施設を終活する企画調整課と協議を行ってまいりたいと思います。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
167	商工農水課	65 317	意見	【那覇市ぶんかデンブス幹理運営事業】 ○一般管理費の算上根拠が不明確 曖昧な算上を了答認することは、指定管理事業に係る市への送付額(0支)と余剰額(1/2)が不正確であるため、厳密な措置が困難だからこそ、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。 令和2年度の一般管理費として本部入件費の10%としているのは、「委託事業事務処理マニュアル」経済産業省を参考にしたところであるが、本部入件費及び本部経費も自社の業務と区別するることは困難であるため、いつゅうる「一般管理費」として一括計算されたい。	要	指定管理事業にしたが経費としての抽出、特定が困難なものについては、一般管理費(事業費の10%以内等としての計上を検討してまいりたい)と思いま す。 また、事後的に一般管理費を認めることができないよう、事業計画書等にて事前に経費として計上していく、たぐように整理事したいと思います。	—	今後、一般管理費(事業費の10%以内等)としての計上を検討してまいりたいと思います。	整理済み
168	商工農水課	65 317	意見	【那覇市ぶんかデンブス幹理運営事業】 ○モニタリングの内容について改善の余地がある 本事業に係る成績指標を設定していないことと相まって、令和3年度の評価結果を「良好」とした根拠が複数あるため、目標値(実績値)の比較による評価が不十分で、PDCが機能しているとは言えない。 効果的なPDCAを実施するには、那覇市と指定管理者者が連携して設定すべきである。そのうえで、運営指標(KPI)として設定すべきである。そのため、運営指標の変化と必要に応じて計画を修正することとして、取扱実績との差額を分析し、改善策を策定し、次年度以降の事業に活かしていくところをサイクルを基本動作として構築すべきである。	要	成績指標については、施設利用者数、利用料金収入額等を基に適切に設定したいと申します。また、令和5年度の事業計画書(指定管理者が作成し、提出)につきましても、成績指標が適切であるか見直しを行って、必要に応じて成績指標の再設定を進めてまいります。	令和5年度	令和5年7月に指定管理者と成績指標の設定について相談し、令和5年度事業計画書における成績指標の見直しに向けた調整を進めております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改修が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
169	商工農水課	65 318	意見	【那霸市ぶんかセンター管理運営事業】 ○指定管理施設における備品の管理状況に改善の余地がある。備品が整備されているが、状態が不明とされているものが21件、総額0.036千円あった。 今後の取り扱いを検討すべきだ。	要	状態が不明の備品については、使用可又は使用不可の現地確認を行つたうえで、関連規定に基づき備品台帳を整備いたします。 また、現物検査(定期監査等)につまでは、本市の監査委員事務局が所管となりますので、本意見を伝えてまいりたいと思います。	令和5年度	現地確認を行つたうえで、関連規定に基づき備品台帳を整備いたします。	整理済み
170	福祉政策課	64 322	意見	【那霸市総合福祉センター管理運営事業】 ○成果指標が設定されていない、成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の問題抽出・次年度以降の改善』といった、いかなるPDCAサイクルを確立に事業することができる、事業者が一つ一つ実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	要	事業の効果を検証するため成果指標の設定は有効であると言えます。どのような成果指標の設定が適切かが検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
171	福祉政策課	64 328	意見	【那霸市総合福祉センター管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていないモニタリングはKPI(基づく実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントはKP)を意識したものにすべきである。 大項目が全て同じようなモニタリングではなく、小項目の数値目標が達成できていないのに、意味をなさないので、小項目のチェックポイントは大項目の結果の原因分析につながる内容にすべきである。	要	モニタリングシートの項目及びチェックポイントは変更できませんが、成果指標の設定を含め、分かれやすい評価内容となるよう適切に対応してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
172	福祉政策課	65 328	意見	【那霸市総合福祉センター管理運営事業】 ○モニタリングにおいて当該評価に至った理由の記載が六十分モニタリングの各チェックポイントの評価は適ふ不適もしくは概ね4段階(5,[3,1])評価(0)の4段階で、5の評価が最も悪い)に分かれていること、4段階の場合の評価は概ね5%であって、希に3があらゆる、3の場合に向か5%ではなく3%のかコメント欄の記述が判然としないモニタリングを行つ際に評議のみならず、結果(評議)に至った理由も、第三者からみて分かる、ややすい内容でコメント欄に記載すべきである。	要	当該評議に至った理由が分かり易いコメントの記載に努めてまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改悪が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
173	ちやーがん じゅう課	64 336	意見	○老人福祉センター管理運営事業】 成績指標が設定されていない、 成績指標が設定されていないと、『事業の効果 測定』や『事業実施上の課題抽出』による利用 者の満足度を『事業の効果測定』や『事業実施上 の課題抽出』に求めることが難しく、事業を効率的かつ効 率的に実施するため、PDCAサイクルを確立す る必要がある。 また、施設ごとに車両の結果を利用し、利用者満足度」 を成績指標とすべきである。	要	施設の利用者数及び利用者アンケートによる利用 者満足度を成績指標とし、利用者数の増加及び満足 度の向上上に努め、事業の効果測定や事業実施上の 課題抽出は次年度以降の改善を実施します。	令和5年度	令和5年度より、施設利用者数の増加及び利用 者アンケートによる利用者満足度の向上を実現により、 令和5年度の利用登録者のコロナ禍による影響期間に著しく 利用登録者数が以前の割合よりも減少している 状況を踏まえ、令和5年度の利用登録の受付に隊 し、離隔(きょく、ほーむーぶらさ)等をはじめ、各自 治会や地域の会合において各施設の紹介を行つ て、施設利用者や団體、民委員、 地元包括センターを介して各施設の運営内容を周 知し、利用登録者の増加についてアンケート調査を実 施し、利用者の満足度や動向を把握し、事業の効 果測定や事業実施上の課題抽出・今後の改善に 努めています。	—
174	ちやーがん じゅう課	65 336	意見	○老人福祉センター管理運営事業】 令和3年度はコロナのため、令和3年4月13日～10月6日(合計177日)、令和4年1月8日～2月20日(合計221日)間閉館して、地城活性化に貢献する業務などの指定管理者業務に十分取り組めるよう工夫を行った。閉館期間中の入件費の有効活用について助言を行つようになります。	要	コロナ禍などにより長期間の閉館を余儀なくされる 場合においても、協定書や仕様書に沿つて、地城活性化に貢献する業務などの指定管理者業務に十分取り組めるよう工夫を行つます。閉館期間中の入件費の有効活用について助言を行つようになります。	令和5年度	令和5年度 から、地域に連携し、地域活動など、地域活性化に 関する業務を積極的に推進しており、協定書に沿つ て、指定管理者に対する助言を行つています。	—
175	ちやーがん じゅう課	65 337	意見	○老人福祉センター管理運営事業】 指定期料に一律算時に利用料金を考慮して いない。 各施設とも利用料金制を採用しているにせいかか わらず、指定管理者の権限において利用料金が考 慮されない。利用料金分が減額さ れていません。利用料金は微々たる金額であるが しかし令和3年度は閉館期間が長かったことも あり玉どりとして利用料金が受け取れない、)、適正な指 定期料を算定するためには予想される収入は減 額すべきである。	不要	指定期料にもつきましては、次期指定管理者選定 の際、利用料金も含め3年間の収支実績額を 基に算定しております。また、コロナ禍で施設が開館 していた年度を除き、基点料には会員額が発生して いたがために、適正な指定期料が算定されているも のと考えております。	—	—	—

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
176	ちやーがさん じゅう課	64 341	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○成績指標に基づいたモニタリングを行っていない。 モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックポイントもKPIを意識したものにすべきである。	要	モニタリングのチェックポイントも成績指標を意識したもののこなし、小項目のチェックポイントは大項目の結果の原因分析につながるよう検討する。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
177	ちやーがさん じゅう課	65 341	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分。 モニタリングシートの各チェックポイントの評価は「適・不適、もしくは概ね」で評価基準5・3・1・0で、5の評価が最も良い。に分かれているところ、4段階の評価には概ね45度である。希に3があらがるが、3の場合は多くコメント欄の記載から明らかでない。モニタリングを行う際には結論のみならず、結果(評価)に至った理由も、第三者からみて分かるべきである。	要	モニタリングを行う際には結論のみならず、当該結果(評価)に至った理由も、第三者からみて分かるべきです。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
178	こども教育保 育課	64 345	意見	【児童管理運営事業】 ○成績指標が設定されていない。 成績指標が設定されていないと、事業の効果測定や事業実施上の課題抽出、次年度以降の改善につながるPDCAサイクルを適切に実施することができない。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成績指標を設定する必要があります。	要	利用者見込み数を成績指標として位置付けることとします。	令和5年度	利用者見込み数については前年度の実績に人口増減の見込み数を考慮して算定します。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
179	こども教育保育課	65 347	意見	【児童監督運営事業】 ○諸経費の算定ルールから不正確本肯定管理事業に於いても、抽出・特定が困難な性質が発生する可能性が認められるため、諸経費の算定が必ずしも否定されるものではなく、計上は可能とする。一方で、曇昧な點上を答認することは指定管理者事業に係る市への返納額(収支余額の1/2)を不正に減額するおそれがあるため、厳密な算算が困難となること、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	要	諸経費の計上について、改善方法を検討いたします。 参考に諸経費の算定方法を検討いたします。	—	「委託事業事務処理マニュアル」経済産業省)を参考に諸経費の算定方法を検討します。	整理済み
180	こども教育保育課	64 351	意見	【児童監督運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていない。モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるからモニタリングのチェックボイントとKPIを意識したものにすべきである。 大項目の数値目標が達成できていないのに、小項目が全て達成するようなモニタリングでは意味をなさないので、小項目のチェックボイントは大項目の達成の原因分析につながるかうな内容にすべきである。	要	成績指標の達成状況を蓄積しながら、小項目のチェックボイントを評価します。	令和6年度	成績指標の設定作業終了後、指定管理者へ開始の上、次年度にモニタリングを行う際に成績指標の達成状況を踏査しながら小項目のチェックボイントを評価いたします。	整理済み
181	こども教育保育課	65 351	意見	【児童監督運営事業】 ○モニタリングにあたり当該評価に至った理由の記載が不十分。モニタリングシートの各チェックボイントの評価は「適・不適、もしくは概ね適」5・3・1・0で、5の評価が最も良い。に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であって、希に3があるが、3の場合は可成り多く、各項目にはコメント欄があるが、それでもコメント欄が空欄となっている部分も多い、評価に至った理由の記載が不十分である。コメント欄に評価に至った理由を記載しておべきである。 モニタリングを行際には結論のみならず、結果ややすい内容でコメント欄に記載すべきである。	要	評価の過程が見えるように、評価理由も記載します。	令和5年度	評価理由を記載の上、評価作業を行ってまいります。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和3年度テーマ】
人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について

合計(件数)		措置状況		
指摘の件数	改善の必要性	処理区分	件数	
32	要	取組中(A) 未措置	21 8	
	不要	—	0	3
意見の件数			処理区分	
213	改善の必要性	整理済み	114	
181	要	取組中(A) 未措置	61 0	
	不要	—	6	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

合計(件数)		措置状況		
指摘の件数	改善の必要性	処理区分	件数	
8	要	取組中(A) 未措置	0 8	
	不要	—	0	0
意見の件数			処理区分	
69	改善の必要性	整理済み	39	
61	要	取組中(A) 未措置	22 0	
	不要	—	0	

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和3年度包括外部監査結果に対する改善措置票

<改善措置の記載について>

(1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合、あるいは検討する必要がある場合に「要」と記載されます。

(2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性について記載されます。

(3) 「実施期間」の欄には、改善の実施、または検査が記載されます。初年度に改善や検討が行われた場合は「～」が記載されます。

(4) 「実施日及び～」欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、「～」が記載されます。

(5) 「処理区分」欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。改善が実施された場合は「取組中」と記載されます。「意見」については、「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」と記載されます。また、改善すべきとされいたものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項…監査人として自治体では正・改善することがよいと考えるもの

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期間	実施日及び実施内容	処理区分
84	こども政策課	80 204	指摘事項	○児童クラブ運営補助金 ○実績報告書の提出時期について 令和2年度の実績報告書の提出期間について は、仮決算による実績報告書を令和3年3月1日～ 3月19日、本決算によるとする実績報告書を令和3年4 月1日～5月14日としていた。 現状の市の取扱いは、補助金交付要綱に 現状の2段階による実績報告書の提出という方 法の必要性を改めて検討いただいた上で、段 階方式を維持せざるを得ないものであれば、実態 と文書要件が新規でない限り、補助金交付要綱 の規定を改訂することを検討されたい。	R4	要	児童クラブの運営は、組織的に年度末まで実施し ている事業であることから、実績報告について現 状の2段階での報告を求めるも得ない状況であり ます。要請改定を含め実績報告の業務処理の方 方にについて検討致します。	令和4年度	要請改定を含め実績報告の業務処理の方 方にについて検討致します。	取組中
85	こども政策課	58 81 204	指摘事項	○開所時間の考え方 市は、開所時間の考え方について厚生労働省 の見解を踏まえて再度整理するとともに、整理し た考え方について事業者へ伝達するなどに、事 業者に対し開所時間を適切に算計するような体 制の構築を指導するべきである。 さらに、本事業の補助金給付に係る検査時に おいて、開所時間について事業者からの報告の 多くもって判断するのではなく、運営規定、児童 券、簿記帳、支援員のタイムカード及び児 童の出席簿等の調査資料を利用するなどして、 開所時間が正確に算定されているかどうかにつ いて適切に検査するための手法を確立されたい。	R4 R5	要 要	開所及び開所時間について、厚生労働省の見 解を踏まえつつ、希望や見直しが見られるケーブルにつ いては、各グラフに対し是正を求めて参ります。	令和4年度	開所及び開所時間について、厚生労働省の見 解を踏まえつつ、希望や見直しが見られるケーブルにつ いては、各グラフに対し是正を求めて参ります。	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署 員番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度 改悪の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
86	こども政策課	58 206	【児童クラブ運営補助金】 ○市の検査が不十分 補助事業実績報告書、補助対象経費に係る根拠資料及び市の検査結果をシングルで開覧したことによる、以下のとおり多數の不備が発見された。 現状では市の検査が十分な水準で実施されないと は言い難く、那霸市補助金等交付規則第13条に 基づく事業報告に対する検査義務を十分に果た したものとは言えない。 市は、上記の電い程度ある検査を実施する必 要がある。	R4	要 質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	月齋クラブ運営補助金の支出事業の効率化を図 り、抽出できだ時間と質の高い検査等について、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
87	こども政策課	58 209	【児童クラブ運営補助金】 ○補助金交付額が誤っている、または誤つてい る可能性がある。 以下のとおり、補助金交付額が誤っている可能 性のある状況が発見された。今回の監査でサン アル対象とした事業者を含め、交付額に誤りが あるかどのかについて事業確認の上、適切 に対応されねたい。 厚生労働省の見解と異なる可能性があ るため、開所時間の考え方について整理した 上で、長時間開設加算額を算定する必要があ る。 □支援員等の配置数 条例において、支援員(又は補助員)の数につ いては、支援の単位ごとに2人以上とすることが定められている。市は厚生労働省からの通知に 基づき、感染拡大のリスクを回避するために、当 面の間、児童クラブの人員配置について特別措 置を認める運用を行っていた。しかししながら、サ ンアルで確認した月齋クラブにおいて、令和2年 4月～令和3年3月の通年に渡って1人配置の時 間帯が常態的に発生しているケースがあつた が、市は、1人配置が発生することの合理的な理由について詳細に検証していない。	R4	要 質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	月齋クラブ運営補助金の支出事業の効率化を図 り、抽出できだ時間と質の高い検査等について、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
			□長時間開設加算額(長期休暇分)の算定 方法 長時間開設加算額(長期休暇分)が存在する。 が誤っている月齋クラブが存在する。	R5	要 月齋クラブ運営補助金の支出事業の効率化を図 り、抽出できだ時間と質の高い検査等について、業務のデジタル化を検討しています。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。) (実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署 員番号	指摘事項 区分	指摘事項の内容	年度 改悪の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
89	こども政策課	58 61 81 213	指摘事項 【児童クラブ運営補助金】 ○補助金に係る消費税等の仕入控除控除子ども子育て支援交付金交付要綱第5条(7)において、「事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金が確定した場合は、明確に内閣總理大臣は報告しなければならない。」、「内閣總理大臣は報告が、あった場合には、当該仕入控除額の全部又は一部を国庫に納付せることがある」と規定され、市は補助金を交付した保育施設の仕入控除税額が生じたか確認を求めていた。	R4 要	(こども政策課) 今後各クラブに対して、補助金に対する仕入控除税額が生じたか確認を求めるについて検討します。	令和4年度 取組中	市の補助金要綱において、仕入税額控除の確認及び報告を求める内容にあたらめます。	
			事業者における消費税等の仕入控除税額の発生の有無について、開示なく正確に把握するためには、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が0円どなつた法人も含め、報告書の提出を求めることを検討されたい。	R5 要	仕入税額控除の確認及び報告を求める内容に市(の補助金要綱を改正し、事業者に周知を行います。)	令和5年度 取組中	(実施後、その内容が記載されます。)	
			改課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の内容確認が不十分 市の検査において十分に確認できている状況とは言えず、補助金の検査義務を十分に果たしているとは言い難い、 市は、資金支給額を実際支給額により算定するに資するよう児童クラブ側に指導することとともに、検査時ににおいては、実際支給額によく確認することが必要である。	R4 要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度 取組中	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務のデジタル化について検討と調整を行います。	
				R5 要	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務の自動化について、関係課と具体的な調整を行います。	令和6年度 取組中	(実施後、その内容が記載されます。)	

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署 員番号	指摘事項 区分	指摘事項 内容	年度 改悪の 必要性	改善計画又は改悪の内容	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
183	こども政策課	58 378	○役員給与について 〔放課後児童支援員等の処遇改善等事業〕 実施要綱に記載され、「経営に携わる法人の役員と同様に、原則として、本事業の対象となるならない」と規定されている。単に役員と支援員を兼務していることが多めであるが、単に役員と支援員を兼務していることが多めである。 市は本事業の補助対象を児童クラブに含めて良いことから、市は本事業の補助対象を児童クラブに含めて良いことを検討しておらず、補助金の検査義務を十分に果たしていないことは無い難い。 市は、当該役員に給与決定権が無いことを確かめる必要がある。	R4 要	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	令和4年度	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	取組中
184	こども政策課	59 380	○事業者からの情報に誤りがある。 運営法人の代表取締役と同様の支援員が3名存在し、担当課に質問したところ、「雇用契約を結んでいた従業員であるとの回答を得た。しかししながら、登記簿原本を入手して確認したところ、支援員3名中2名は取締役として登記されており、支拂った。而はそのような確認を行っておらず、役員給与を補助対象経費に含めてしまっており問題である。	R4 要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。 また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事業認定を行うよう努めます。	令和4年度	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。 また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事業認定を行います。	取組中
				R5 要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。 また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事業認定を行います。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	真番号	指標事項区分	指標事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
9	観光課	55	意見	【全般的意見3】那覇市観光協会の方について、○県やOCVBとの連携、役割分担、観光協会が実施する事業の中には、県やOCVBとの連携や役割分担が必要不可欠な事があることで、市と観光協会は最も効率をあげる努力を要請する必要がある。	R4	要	観光協会実施事業について、県及びOCVBとの役割分担を今一度精査し、適切な事業執行となるよう指導していきます。	令和4年度	観光協会事業のうち、県及びOCVBが関わるもののが精査し、役割分担を明確化いたしました。	整理済み
15	こども政策課	74 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ○成果指標が設定されていない、本事業における成果指標は設定されていない。一方で市は、令和2年1月時点の保育士不足を要因として定員割りの人数で、不足する保育士数は69人ほど把握している。そこで、例えば69人を基準として今後の入所希望を見込み事業の実効性を高めるための成果指標を設定されたい。	R4	要	事業の効果を検証するために、事業の効果指標の設定は有効だと考えてあります。事業の効果指標をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標となり得るものとして、本事業を活用し、就職活動を行った者の市内保育施設への就業率、保育士数が活動的な必要性を示すため、保育士数を成果目標とすることが難しい状況であるが、より適切に事業の効果検証を行うための新たな成果目標の設定が適当なのか、引き続き検討して参ります。	取組中
16	こども政策課	77 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ○事業立琴方法について 那覇市は、指導監査及び各種行政手続を通じて、国や沖縄県よりも保育現場の実情を知り立場にある。そのような立場を活かして、潜在性保育士が勤務しない原因(課題)ニーズ)を分析把握し、その課題を解消、ニーズを満たす新しい手立てで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。	R4	要	新たな事業を立案する際には、ニーズを満たす事業を立案できるよう、保育施設等の意向を確認するなど、その手法について検討していきます。	令和4年度	沖縄県保育士・保育所総合支援センターが実施したフォローアップ事業(保育士や保育施設を対象とした定期的調査)の調査結果等の把握を行っており、保育施設や保育士等の意向の把握についてニーズを立てた事業を立案できるよう、その手法について、引き続き検討して参ります。	取組中
19	こども政策課	74 107	意見	【保育士試験受験者支援事業】 ○成績指標に改善の余地はある。 本事業は、総合計画上の施策目標である「専門性豊かな人材向けた陶磁事業の一つとして立案された事業であるが、本事業としての成果指標は設定されておらず、事業の効果を適切に評価しておらず、事業内容に鑑みて本事業としては難しい。 事業内容に鑑みれば本事業としての成績指標は受講者の「保育士試験合格率」及び「保育士としての就職率」とすべきである。	R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えています。事業の効果指標をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当のかを検討していきます。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標となり得るものとして、本事業を活用し、保育士試験受験した者の市内保育施設への就業率、保育士試験の合格率等の調査を行いました。今後これらの数値を指標の一つとして事業展開を行って参ります。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	指摘事項 真番号	指摘事項 区分	指摘事項又は審査の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
20	こども政策課	77 108	意見	○保育士試験受験者支援事業。 ○事業の効果検証及び改善方法 前述のとおり、本事業の成り得る旨が無いため PICAは事業を改めています。そのため、事業の効 果検証及び改善が図られています。 ①合理的な成果目標の設定 ②本事業に係るニーズ調査の実施 ③本事業の効果を検証、事業能率の要否も検討され たい。	R4	要	事業の効果を検証するため、成績指標の設定は有 効だと考えられます。事業の目標が達成するまでに かかる期間の検証を行います。また、今後の事業能率の要 否等については、成績指標を設定し、効果検証を図った後 に、検討したいと考えております。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標 となり得るものとして、本事業を活用し、保育士資格 を取得した者への就業率、保育士試験への受験率、保 育士試験の合格率等の課題を行いました。今後はこ れらの数値も指標の一つとして、事業展開を行って 参ります。今後の事業経緯の要否等については、成績指 標を設定し、効果検証を図った後 に、検討したいと考えております。	整理済み
21	こども政策課	86 110	意見	○保育士試験受験者支援事業。 ○委託の必要性について、 委託の必要について、例えば「那覇市が自前 で実施する場合」と「委託する場合」のコストや効 率を比較すると、委託が費用面で有利である。 既述のとおり、成績指標による余地があり、 事業内容及び実施方法については、他自治体の実 施方法を参考にするなどし、検討して参ります。	R4	要	保育士試験は、全部で9科目あり、それぞれの科目 において、一定のスキルを有する講師を自前で確保 するのは困難であるため、委託により事業を実施 しております。そのため、委託が困難である等に、 事業内容及び実施方法については、他自治体の実 施方法を参考にするなどし、検討して参ります。	令和4年度	同様の事業を実施している県内他の市町村にお いても、一定のスキルを有する講師を自前で確保 するのが困難である等に、委託により事業を実 施している状況であることを確認しました。現時点 においては委託事業での実施が適切であると考え ております。	整理済み
23	財政課	63 85 111	意見	○保育士試験受験者支援事業。 ○委託費における一般管理費の算定方法 したところ、細目不明の事務管理費300,000円が 計上されていました。	R4	要	客観的かつ合理的な算定を可能とする新たな一般 管理費の算定期間(算定期間)について、は、多種 多様な業務委託があることから、統一した算定期 間を算定することの難否等を含め、他市の状況も踏まえ ながら検討して参ります。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管 理費について統一した算定期間を設けている市 はほとんどありませんでした。実施するためには、 一般管理費を、委託業務を、当該委託業務分として経費 的な経費であるものの、当該委託業務部門の人件費等 にかかる経費について、便宜的に一定の基準を乗 じて算定して額を計上するものです。市は多種多様 な業務委託を行っており、一般的に一般管理費の内容も一 般業務ではないことから、金額的に統一した基準を作 成することは困難だと考えております。	整理済み

（令和3年度報告書分） 外部監査改善措置票

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
24	こども教育保育課	74 113	意見	認可外保育施設等保育の質向上事業】 ○成績指標が設定されていない、抱当課によると本事業の成績指標は設定されていないなどのことである。	R4	要	令和4年度において、より多くの保育従事者が研修を受講可能なよう実施方法をオンラインマンド配信型を基本としつつ、施設の通信環境を整備する。なお、過去の研修受講率や研修実施方法の見直しによる受講者数増等を勘案し、成績指標として、研修受講者目標人數の設定を検討し、加えて、研修受講者にアンケートを実施し、研修の満足度から研修の成績を測ります。なお、他事業での満足度目標値の設定を検討します。	令和4年度		整理済み 受講者の目標人數については、過去実績を参考に設定し、他事業での満足度目標値を参考に満足度目標値を設定することとした。
25	こども教育保育課	85 115	意見	認可外保育施設等保育の質向上事業】 ○委託費積算の根拠となる見積書の内容が不十分 入札時に委託業者から1,500円の見積書が提出されているが、研修項目ごとに300千円の単価が書かれていただけであり、着用見積が簡素に過ぎる。	R4	要	今後は入札後、契約の際、書類毎の見積書により、経費の費用範囲を確認致します。	令和4年度	見積書については、契約時に講師料や運営人件費、消耗品費等の内訳が示された見積りを受理しました。	整理済み
32	財政課	63 85 121	意見	認可外保育施設等の環境整備事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 委託金額のうち、管理費相当分として直接事業費に6%を乗じて算定しているが、係数として6%を採用した根拠が不明であった。	R4	要	客観的かつ合理的な算定ルール(積算根拠)について、多種多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることの適否等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けていたる市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務専門の人件費等の算定が難しい経費について、便宜的に一定の額を乗じて計算するものであります。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、金額的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	直番号	指摘事項区分	指摘事項又は課題の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不必要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
44	こども教育保育課	74 147	意見	○教育課程並み事業	R4	要	過去の研修受講率等を踏まし、成果指標として、研修受講者目標人數や受講率の設定を検討します。	令和4年度	成果目標として、研修受講者目標人數や受講率を設定しました。加えて、研修内容の見直しや新たな研修の追加に応じて、適宜成果目標の見直しを進めています。	整理済み
45	こども教育保育課	78 148	意見	○教育課程並み事業	R4	要	ノウハウの蓄積について、研修や指導において、工夫した点や今後改善を図るための資料を保管する体制を作成し、職員全體で情報共有する体制を構築します。	令和4年度	研修や指導において、工夫した点や今後改善を図るための資料を保管するフォルダを作成し、各箇の資料が確認・閲覧できるようになります。	整理済み
55	地域保健課	74 165	意見	○妊娠検診事業	R4	要	本事業の成果目標は受診回数であり、受診回数(全14回)中の平均回数が11回となることを目標としている。当該成績目標の内容は、妊娠の健診の保持及び轉進を図ることを目的とする本事業の成果目標として不適切とはいえない。本事業の利用者の取り扱いをするために、本事業をより効果的・効率的にするために、本事業の成績目標を変更するための成績目標を定め、本事業を利用せず出産に至るケースを無くすための成績目標を設定すべきである。	令和4年度	現在、妊娠検診の適正受診ができるよう、母子親子健診手帳交付時に妊娠検診券と意見交換を行っています。また、医療機関と連携して、事前にクレース把握や予防対応が難しいと考ます。本事業の目的は妊娠時の異常の早期発見・早期治療等を促進することであるため、未受診の状況が把握できました。そのためには受診勧奨を保健師・助産師による実施しています。なお、沖縄県の成績目標を確認したことと、平均受診回数が下回らないよう周知に努めます。	整理済み
63	こども教育保育課	75 183	意見	○地域子育て支援拠点事業(公立)	R4	要	本事業においては、利用者数のみを成績目標とすると、事業の成績が適切に測定できなくなる可能性があるため、利用者数に加えて、電話対応を含む相談件数も成績目標に加えることを検討されたい。	令和4年度	成績目標については、意見を踏まえた設定内容を検討して参ります。	整理済み

（令和3年度報告書分） 外部監査改善措置票

ID	所管部署	指摘事項 区分	指摘事項 番号	指摘事項 又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
82	こども政策課	意見	75 202	【児童クラブ運営補助金】 ○成果指標に改善の余地がある。 本事業の目的を踏まえると、最終的に目標すべきは放課後児童クラブに係る待機児童を解消することにあるべきである。この点、市においても待機児童数を目標とするべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。	R4	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められるごとに、待機児童数を成果指標に加えることについて検討致します。	令和4年度	待機児童数について、現在は民設民営の居童クラブからの報告による把握に留まっていることから、潜在的な虐待や問題が見られない、それらの把握も含めた形で成果目標として設定するのが検討します。	取組中
83	こども政策課	意見	83 203	【児童クラブ運営補助金】 ○起案書における補助金交付額の記載誤り 令和2年度の補助金交付額は、運営費補助分が957,400,437円、コロナ支援費補助分が228,569,548円である。 一方で、補助金額確定にあたっての市の起案書においては、運営費補助分が957,463,931円、コロナ支援費補助分が225,753,017円となる記載がございました。実際の補助金交付額は、当該起案書が誤認されている。 最終的な補助金交付額について市内部で承認を得る際に、起案書は重要な役割を果たすため、起案書における数値の記載誤りには注意されたい。	R4	要	起案作成時ににおける交付額をはじめとする記載内容について、担当における誤りが生じないよう確認を徹底します。	令和4年度	担当による起案作成時ににおける複数回の確認及び決戻時の上司による徹底した確認を行っています。	整理済み
88	こども政策課	意見	81 213	【児童クラブ運営補助金】 ○支障員の長時間労働の懸念について 市は、タイムカード記録や児童の出席簿等の資料と照らし合わせて、報告された労働時間が事業であるかどうかを確認する必要がある。その上で、報告された労働時間が事業である場合に、支障員の長時間労働が常態化していることを指摘する。児童支援の質が低下していくのかを確めるとともに、労働基準法に違反しているかを確認し、事業者に適切に指導する必要がある。	R4	要	当該児童クラブに対し支障員の長時間労働の状況確認を行い、労働関係法令の遵守及び改善を求める旨方針を令連閣を呼びかけて参ります。	令和4年度	支障員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。	取組中
					R5	要	支障員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

（令和3年度報告書分） 外部監査改善措置票

ID	所管部署	指摘事項 真番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
90	こども政策課	81 214	意見	○児童クラブ運営補助金 ○本事業実施上の課題及び課題解決策の提案 前述に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び事業実施上の課題及び課題解決策の提案について、多數の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のように区分される。 ①相当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないこと ②質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	R4	要	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務の効率化について調整を行っています。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
91	こども政策課	83 216	意見	○児童クラブ運営補助金 ○1支援単位あたりの児童数 条例において、1支援単位の児童数は概ね40人以下とすることが規定されている。 この点、放課後児童健全育成事業実施要綱（厚生労働省）において、「放課後児童健全育成事業の評価基準」に係る市町村が条例で定める基準か、概ね40人以下とする児童の数に開設する設備基準を満たしていない場合で、あつても、経過措置等により、当該設備基準に適合しているものとみなす場合について、R4 も、本事業が対象となると規定されており、市に超える児童クラブに対する適用するとして、40人を超える児童クラブに適用するとして、40人を上限とする。 上述の条例や事業実施要綱の趣旨を踏まえ、市は1支援単位あたりの児童数を40人以下とするよう、事業者へ指導しているとのことであった。 市の現状の対応には問題ないが、条例の趣旨に基づき、事業者へ指導することを引き続き実施されたい。	R4	要	各クラブ運営者に対し、1支援あたりの児童数が40人以下とするよう引き続き指導等を行って参ります。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R5	要	1支援あたりの児童数が40人以下とする条例等の趣旨に基づき、運営事業者に対して、児童募集にかかる留意点を示した通知を行います。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	責任者	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
92	生涯学習課	SS 219	意見	○地域学校協働活動推進事業 本事業のうち、放課後子ども教室事業は、平成19年度～令和元年度までは国の補助金メニューバイ（補助率33分の1）で実施していましたが、補助金交付要綱の見直しにより令和2年度は市の一般財源で実施することとなりました。 見直し後の補助金交付要綱及び要領において、補助金交付要件として「ミニデイ・スクールを導入していること」または導入に向けた具体的な計画があることなどが要件として追加されたが、この導入や具体的な計画が無かったため、令和2年後、学校教育課は補助金対象外事業となつた。今後より本事業は補助金対象外事業となることである。 市は財源が厳しいことから、積極的に補助金メニューの活用を検討されたい。	R4	要	補助金交付要件は一つである「ミニデイ・スクールの導入、または導入に向けた具体的な計画」について、補助金等の活用も含め調査・研究して参ります。	令和4年度 ・整修会議2回（R4.8月） ・整修会員を招いた勉強会（R4.12月） ・国・CS推進員による巡回指導（R4.9月沖縄市、R5.3月三慶市、福生市） 上記の取組を通して、ミニデイ・スクールの導入計画策定に向けた整理ができ、令和5年3月に国への補助金を申請しました。	令和5年度 ・整修会議（R4.8月） ・先進地巡回指導（R4.9月沖縄市、R5.3月三慶市、福生市）	整理済み
93	生涯学習課	75 220	意見	○地域学校協働活動推進事業、 ○成果指標が設定されていない、現時点において、成果指標は設定されていないと、「事業の効果指標が設定されていない」と、「事業の効果測定」や「事業実施上の課題抽出」、「PDCAサイクルによるPDCAサイクルを適切に実施する」といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施するところが難しい、事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要がある。	R4	要	現在の指標は、活動指標となつておらず、事業目的のPDCAサイクルが効果的に行えていないため、子どもたちの成長や地域教育力等について、確認できるようなるべく、PDCAサイクルを設定する必要があります。	令和4年度 ・児童へのアンケート調査（R5.2月、3月） ・教員、地域へのアンケート調査（R5.2月、3月）	令和5年度 ・児童への見直しを行います。 ・児童の成長全体で子ども達の成長を支えます。 ・地域教育力の向上を目指しています。令和4年度は、本事業に関するアンケート調査を実施しました。 ・アンケート結果を踏まえ、課題等を整理しながら、子ども達の学習に対する興味や関心度、活動に携わる地域住民等の数を把握する指標に対する見直しを行いました。令和5年度は、令和4年度のデーター実績値を基に、具体的な数値を設定し、効果検証を行って参ります。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	指摘事項 区分	指摘事項 番号	指摘事項 内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
95	保護管理課	意見	75 232	○子供の貧困緊急救援事業 「イ児童の肥り起こし数」については、単純な支援数のみならず、支援を受けたことにより、児童の自立が促進されたことが必要である。支養児童やその保護者からのアンケートによるボランティア変化」の増加率を成馬指標とすべきである。	R4	要	○成馬指標の改善について 「イ児童の肥り起こし数」については、支援数のみならず、児童の自立が促進されたといふ点が評価されることは想定される。成馬指標の変化による成馬指標の増加率を成馬指標とするべきである。	令和5年度	○成馬指標の改善について 「イ児童の肥り起こし数」については、「ボランティアによる成馬指標の変化」が困難である。今後は支援数及び支養前後の状況を支養による成馬指標(世帯・子ども)に変化)について令和5年度末までに把握します。	整理済み
96	財政課	意見	63 85 236	○子供の貧困緊急救援事業 「カ居場所型学習支援事業に通塾する生活保護世帯含む生徒困難者世帯に属する子どもの窓等学校等における生活困窮者世帯等については、ご意見どおり成馬指標としています。	R4	要	「カ居場所型学習支援事業に通塾する生活保護世帯含む生徒困難者世帯に属する子どもの窓等学校等における生活困窮者世帯等については、ご意見どおり成馬指標としています。	令和6年度	「カ居場所型学習支援事業に通塾する生活保護世帯含む生徒困難者世帯に属する子どもの窓等学校等における生活困窮者世帯等については、ご意見どおり成馬指標としています。	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定期を設けている市はほとんどありませんでした。

外部監査改善措置票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	指摘事項 真番号	指摘事項 区分	指摘事項又は基目の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
103	こども政策課	75 250	意見	【子どものみらい応援プロジェクト】年内推進事業 ○成績指標が設定されていない現時点において、成績指標が設定されていないと、「事業の効率測定」や「事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善策」といった、いわゆるPDAサイクルを適切に実施することができる、事業を効率的かつ効率的に実施するには、PDAサイクルの実施が必要がある。	R4	要	事業の効果を検証するために、成績指標の設定は有効だと考えています。どのような成績指標の設定が適当なのか検討していきます。	令和4年度	こどものみらい応援プロジェクト推進事業のかかいで実施している「年内推進会議」及びネットワーク会議の開催回数、参加人数等を、事業の効果を検証する指標の一つとし、事業展開を行って参ります。	整理済み
105	こども政策課	78 250	意見	【子どものみらい応援プロジェクト】年内推進事業 ○子どもの貧困問題を根本的に解消するための施策 家庭の貧困問題は簡単には解消困難な課題であるが、対処療法治的な事業に留まらず、例えば、貧困の連鎖を断つために、貧困家庭の子どもに対する教育機会や就業機会を十分に提供する事業を活性化する事業など、問題の根本解決に繋がるような、より大きな視点での事業の実施も検討されたい。	R4	要	子どもに対する対処療法治的な事業にとどまらず、子どもの貧困問題の根柢にある保護者の経済問題等について、検討します。	令和4年度	子どもの貧困対策には、保護者の経済問題等を含む、様々な支援策が必要となることから、関係部局及び外部団体等との連絡協力体制の整備が重要であると考え、窓口課や窓口部等の関係部局や、経済閑居団体、保健医療団体等の外部団体及びひきこもり支援者等で構成される「こどものみらい応援プロジェクトワーカー会議」を令和4年度より立ち上げました。	整理済み
113	なはまち振興課	75 272	意見	【国際通りランジットマイル助成金事業】 ○成績指標に改善の余地がある しかし、どちらか金和元年度包括外部監査報告書にも記載されているとおり、事業効果判定の際に、車両ランジットモール開催時の歩行者数により測定するのではなく、トランジットモールを開催しなかった場合に比べて開催した場合だけが歩行者数である合理的であると考えられます。 この点、那覇市が毎年12月に実施している「那覇市通行量調査」結果資料において、平日と休日の通行量差数が記載されているため、この数字を利用して、「トランジットモールを開催した場合の歩行者増加数」も成績指標に加えることを検討されたい。	R4	要	中心商店街の集客を高めよう事業目的を踏まえ、マチグロー案内所にランナー調査を行い、トランジットモールから中心商店街へ周遊しているかの確認を行います。	令和4年度	令和4年度より、マチグロー案内所が実施している来街者アンケートに新たにランナー調査が追加できる仕組みを整えました。	整理済み
120	商工農水課	76 287	意見	【地域未来投資事業】 ○成績指標の実績値が適切に集計されていない 成績指標としては売上の「増加額を実績値としているにもかかわらず、売上金額を実績値としてしまっており、実績値が正しく認識されていません。	R4	要	補助事業者へ確認し、実績値を正しく集計致します。	令和4年度	成果指標として売上の増加額を実績値としました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
121	商工農水課	76 287	意見	○地城未来投資事業 ○成果指標の実績値が適切に集計されていない。 成果指標としてはシステム利用者の「増加数」を設定しているが、どちらが、「システム利用者数」を実績値としてしまっており、実績値が正しく認識されてしまっている。	R4	要	補助事業者へ確認し、実績値を正しく集計致します。	令和4年度	成果指標としてシステム利用者の増加数を実績値としました。	整理済み
122	商工農水課	76 288	意見	○地城未来投資事業 このどちらか機能的な事業は、結果が出るまでに時間がかかることが考えられ、収益化が実現できるのは開発から数年後になるということも推測される。したがって、本事業の効果は単年度で判定するだけではなく、複数年に渡つて判定するべきである。	R4	要	効果測定のために実績値を複数年度測定することを検討致します。	令和4年度	—	取組中
127	財政課	62 83 292	意見	○地城未来投資事業 補助対象組織の賃給費等に対して、委託業務にかかる子会社からの物品費及び請払費を入手しているだけで市は子会社への委託費の中に、子会社の利益相当分が含まれているかどうかを検証していない。	R5	要	長期間なシナジー効果測定を行います。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
132	財政課	63 85 294	意見	○地城未来投資事業 一般管理費における一般管理費の算定方法 一般管理費算定上の係数について、本事業では10%を採用しているが、算定要項目に定める上限の値を採用した理由について相当課に質問したところ、明確な理由は無く係数の上限を採用したこと、明確な理由も無く算定額がなされているとは言い難く、問題があると言ふべきである。市は委託費の算定においての誤りを防ぐため、本事業における係数を採用する際に、委託事業者の実態を踏まえた合理的な係数を採用されたい。	R4	要	（財政課） 市は中核市に昭和したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けていたる市はまだあります。委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務として賃給費等の算定が難しい光熱水料や電気料金等に付いて、便宜的に一定の額を乗算して算定した額を計上するものであります。市は多種多様な業務を実施するため、金額的に統一して算定した額を計上しており、一般管理費の内容も一括して算定しておらず、各業務を別々に算定しておられます。	令和6年度	他市の実績を参考して、今後市の予算執行方針運用細則に掲載することを含め検討していくます。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外部監査改善措置票

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
133	財政課	64 SS 295	意見	○委託料未収収支事業 本委託事業において、研修実施業務の定義が不明確な外注費用は再委託費用には含まれていないが、当該外注費用は再委託費用には含まれる。この点、担当課に質問したところ、研修実施業務の外注取引が再委託費用に該当しない理由について、明確な回答が得られず、また、そもそも再委託費について明確に定義付けされていない。 委託業務における再委託費の定義が曖昧のままであることは、多種多様な業務委託があることから、統一した算定期間を定めることは、一般的な問題であるので、再委託費は、一般管理費算定期間(積算期間)に定められることで明確化されたい。 また、一般管理費算定期間を含む委託書に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は金片で統一されるべきである。したがって、部課毎又は金片で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。	R4	要	(財政課) 客観的かつ合理的な算算を可能とする新たな一般管理費算定期間(積算期間)に定められることで明確化されたい。 多種多様な業務委託があることから、統一した算定期間を定めることは、多種多様な業務委託があることの適否等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定期間(積算期間)はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務区分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等にかかる経費について、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するかのです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容が一律ではないことから、金件的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。	整理済み
134	商工農水課	88 301	意見	○企業立地促進助成制度事業 申請企業が市で実施する事業が成功しなるべく長期間事業が継続されることが望ましいため、交付要件を簡便化する方針を検討するにじとしまず、市で予定している事業に関する事業計画の合理性についても確認することを検討されたい。	R4	要	本事業の性質上、立地企業による事業の継続可能性が問題となるものではあります。市内に立地することを助成の要件としているため、事業の継続可能性としての根拠から、立地企業の事業の合理性を確認されるものと考えておりますが、より明確に合理性を確認するため、申請時に計画を求める事について検討致します。	令和4年度	令和4年度度事業計画書を求めるごとにしました。	整理済み

（令和3年度報告書分） 外部監査改善措置票

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は基目の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
135	商工農水課	75 304	意見	【はじめ創業・新築サポートセンター運営事業】 ○成果指標に改善する余地がある 本事業における成果指標は事業目的に即して、ならずして設定指標は達成であるため、目標の効果、すなわち事業目的の達成度を適切に測定できる指標とは言い難い。また、本事業に開拓する成果指標を設定するにあたって事業に開拓する計画等（事業計画及び基本指針）で掲げる数値目標との開拓性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討致します。	R4	要	令和5年度就業率指標等設定時に、事業目的の達成状況を適切に測定できる指標、事業に開拓する計画等（事業計画及び基本指針）で掲げる数値目標との開拓性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討致します。	令和5年度	令和5年度の成果指標の設定の際に、事業に開拓する計画等で掲げる数値目標との開拓性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定を行いました。 ・創業者数 7人以上 ・利用者のうち就職した人数の割合5%以上	整理済み
136	商工農水課	76 306	意見	【はじめ創業・就職サポートセンター運営事業】 ○成果指標に紐づけた効果検証について 令和2年度に実施された本事業の効果検証について、いつもより一括交付金事業として沖縄県興行別推進交付金事業（竹町村分）検証シートにおいて検証している。令和2年度はコロナ禍であったことから成績目標の達成は二つの次で、予定していた数字が届かない、に消化化するかに注目している様子が伺えることから、適切に効果を検証できる状況に至っている。 い、次年度以降は、事業目的に即した成果指標の設定と併せて、その成果指標と紐づいた達成状況、課題及び改善策の検証を実施致します。	R4	要	令和5年度就業率指標等設定時に、事業目的の達成状況を適切に測定できる指標、事業に開拓する計画等（事業計画及び基本指針）で掲げる数値目標との開拓性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定について変更も含めて検討致します。 そして、その成果指標と紐づいた達成状況、課題及び改善策の検証を実施致します。	令和5年度	令和5年度の成果指標の設定の際に、事業に開拓する計画等で掲げる数値目標との開拓性を考慮し、事業目的に即した成果指標の設定を行いました。 ・創業者数 7人以上 ・利用者のうち就職した人数の割合5%以上	整理済み
138	財政課	63 85 306	意見	【はじめ創業・新築サポートセンター運営事業】 ○委託費における一般管理費の算定方法 本事業の委託料に係る種類費、員額算料を査閲したところ、一般管理費について「総事業費の10%相当」として計上されていた。担当者に質問したところ、「総事業費の10%相当」は昨年前の運用によるものであり、根拠規程等はないとのことである。 委託料の種類にあたっては、市の要求水準を充たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力削除することが求められる。 そのため、一般管理費については、客観的かつ合理的な算算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール（種類別）については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることとの適合等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	R4	要	客観的かつ合理的な算算を可能とする新たな一般管理費の算定ルール（種類別）については、多様な業務委託があることから、統一した算定ルールを作ることとの適合等も含め、他市の状況も踏まえながら検討していきます。	令和6年度	他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けていた市はほとんどませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該業務を管理部門の人事費等の算定が難しい光熱水料や管理部門の人件費等の経費については、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するものですが、市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全般的に統一した基礎を作成することは困難だと考えております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は基目の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
139	商工農水課	56 307	意見	【公社】創業・就職サポートセンター運営事業】 ○非常時における機動的な応応について 令和2年度は二つの次で、予定していた活動を実現するま で実施する様子が伺えず、コロナ禍においても事業目的達成の ために予算使用率が低く、機動的に変更していく ためには今後取り組むべき課題として認識すべきである。	R4	要	コロナ禍においても事業目的達成のため、委託事業者と連携しながら機動的に事業を実施して参ります。	令和4年度	感染症対策を行ったうえで、セミナーの定員数を少くなくし、2回に分けて開催するなど、工夫して対応して参りました。	整理済み
140	商工農水課	87 308	意見	【公社】創業就職サポートセンター運営事業】 ○委託の必要について、例えば「那覇市が自前で実施する場合」と委託する場合のコストや効果を比較しておらず、実績のある事業者に委託する必要と考へておらず、事業の効果が認められれば、事業の効果が適切に評価されることは言い難い状況があることから、令和5年度以降も別途着型の支援ができるよう事業として検討しておられます。	R4	要	予算面においては、本市直営で実施した場合、概算ですが、2倍以上の経費が見込まれます。また、本事業においては、車両性を持った相談員の配置が重要と考えておらず、実績のある事業者であります。市民に身近な基礎的自治体である市で実施することで事業効果を高めることであります。 結果として長期、個別密着型の支援ができることがから、必要な事業として考へておられます。	令和4年度	・創立5周年記念事業等で実施できるところから、成果目標の設定時に事業目的に則して検討し、検証改善を実施することにより事業効果を高めて参ります。	整理済み
142	商工農水課	87 309	意見	【公社】創業・就職サポートセンター運営事業】 ○沖縄振興特例推進交付金事業検証シートへの記載漏れ 令和2年度においても検証シート上、随意契約である旨の記載は無く、改善されていない。	R4	要	令和4年度分報告時より記載致します。	令和4年度	令和4年8月1日：令和4年4月から7月までの随意契約の報告時に業務出旅費に準拠し、分析と提言にも言及して報告書の提出を依頼しました。	整理済み
143	商工農水課	75 312	意見	【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○成里指標による改善の余地がある 商取成約額のみならず、展示会への出展による売上増加額により事業の効果が測定できるようになり、より適切であるため検討されたい。 また、事業実施状況報告書において、県外向けの成果と、県内向けの成果を区分して報告するよう検討されたい。	R4 R5	要 要	売上増加額は商品単価に依存するため、補助金1円あたりの売上増加額で事業効果を正確に測定することは困難と考えております。 開拓しては、検討して参ります。	令和5年度	売上増加額は商品単価に依存するため、補助金1円あたりの売上増加額で事業効果を正確に測定することは困難と考えております。 また、県外及び県内向けの成果を区分し報告することは困難と考えております。 また、県外及び県内向けの成約が創業者の場合など、県外、県内と明確に分けることが困難と考えております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	指摘事項 区分	指摘事項 内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
144	商工農水課	75 312	意見 【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○成績指標に改善の余地がある現状、展示会に参加した年度の成果のみが成績指標の実績値として集計されているが、場合によっては、展示会参加の翌年度以降に効果(すなはち売上増加)が発現することも考えられる。したがって、本事業の成果を測定するにあたっては、複数年度に渡る売上増加額に基づき測定することを検討されたい。	R4	要	翌年度以降の効果測定に関する実績報告後引き年の成績指標及び売上額を確認しております。成績指標に翌年度成績を含めることが今後の検討材料としては前項目同様の理由で困難と考えられます。	令和5年度 —	取組中	
145	商工農水課	79 313	意見 【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○予算積算額の限界が適切でない、予算積算資料と活動指標が一致していない。 この点、過去の実績を踏まえると実際の助成金は助成上限額生では達していいため、助成金総額が2,000千円であっても「県外2社、海外2社」という助成件数の達成が可能である。 そうであるならば、予算積算額に助成金上限に基づき積算するのではないか、過去の実際の助成額に基づき積算することを検討されたい。	R4	要	令和5年度の予算を積算する際、過去の助成平均額に基づいた積算とすることを検討します。	令和5年度 —	整理済み	
146	商工農水課	79 313	意見 【中小企業事業者の県外・海外向け販路拡大支援事業】 ○予算積算額の限界が適切でない、予算積算資料と活動指標が一致していない。 この点、過去の実績を踏まえると実際の助成金は助成上限額生では達していいため、助成金総額が2,000千円であっても「県外2社、海外2社」という助成件数の達成が可能である。 そうであるならば、予算積算額に助成金上限に基づき積算するのではないか、過去の実際の助成額に基づき積算することを検討されたい。	R4	要	令和5年度の予算を積算する際、過去の助成平均額に基づいた積算とすることを検討します。	令和5年度 —	取組中	
147	商工農水課	75 317	意見 【那霸市農業次世代人材投資事業】 ○成績指標は「給付対象者13名、給付額17,250千円」であり、受けられても経営の安定性を示すものではなく、活動目標に過ぎない。そのため、事業の効果、すなはち事業目的の達成状況を適切に測定できる指標とは言い難い。 また、事業計画について、農業委員会がチェックしており、那霸市も年2回現地調査を実施しているものの、事業計画と事業の実態が大きなギャップがある。 このような現場レベルでの目標と実績が乖離した状況を踏まえた上で、事業目的に即した成果指標の設定などに検討されたい。	R4	要	事業目的が就農後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成績指標の設定を今後検討して参ります。また、実績との乖離が大きくならないよう事業手法を検討して参ります。	令和4年度 平成29年度以降交付開始者及び交付終了者の就農状況について状況確認を行ってまいります。	取組中	
148	商工農水課	75 317	意見 【那霸市農業次世代人材投資事業】 ○成績指標は「給付対象者13名、給付額17,250千円」であり、受けられても経営の安定性を示すものではなく、活動目標に過ぎない。そのため、事業の効果、すなはち事業目的の達成状況を適切に測定できる指標とは言い難い。 また、事業計画について、農業委員会がチェックしており、那霸市も年2回現地調査を実施しているものの、事業計画と事業の実態が大きなギャップがある。 このような現場レベルでの目標と実績が乖離した状況を踏まえた上で、事業目的に即した成果指標の設定などに検討されたい。	R5	要	事業目的が就農後の定着を図ることを目的としていることから、事業目的の達成状況を適切に測定できる成績指標の設定を今後検討して参ります。また、実績との乖離が大きくならないよう事業手法を検討して参ります。	令和5年度 平成30年度以降交付開始者及び交付終了者の就農状況について状況確認を行ってまいります。	取組中	

（令和3年度報告書分） 外部監査改善措置票

ID	所管部署	真番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
157	こども政策課	75 333	意見	○月童クラブ費用補助金 （成果目標の数値に合理性がない場合、成績目標達成度により事業の成績を測定することができるため、成績目標達成度は合理的な指標を伴った数値を設定する必要がある。今後も元年産においては目標達成度よりも大きくなることを踏まえ、今後は80%を超える数値を成績目標として設定することを検討すべきである。	R4 R5	要 要	成果目標及び目標値の設定について検討します。 成果目標及び目標値の設定について検討します。	令和4年度 令和5年度	成果目標及び目標値の設定について検討します。 待機児童数について、どのように形で成果目標として設定するのかを検討します。	取組中 取組中
158	こども政策課	75 333	意見	○月童クラブ費用補助金 （市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成績目標に待機児童数を加えてこれを検討されたい。	R4 R5	要 要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められるにつから、待機児童数を成績目標に追加することを検討します。 待機児童数を次期子ども・孕育で支援事業計画の目標値に加えるのかを検討します。	令和4年度 令和6年度	待機児童数について、どのように形で成果目標として設定するのかを検討します。 （実施後、その内容が記載されます。）	取組中 取組中
164	こども政策課	75 344	意見	○宇都原小児童クラブ活動拠点整備事業】 （成績目標が設定されていない、現時点において、詳細な成績目標は設定されていない。成績目標は設定されていないなど、「事業の効果測定」や「事業実施上の課題抽出」、次年度以降の改善【といった】いわゆるPICAサイクルを適切に実施することが難しい。したがって、適切な成績目標を設定する必要がある。	R4 R5	要 要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成績目標の設定が適当なのかを検討します。 整備事業としているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成績目標の設定が適当なのかを検討します。	令和4年度 令和5年度	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成績目標の設定が適当なのかを検討します。	取組中 取組中
174	こども政策課	76 361	意見	【神原小児童クラブ活動拠点整備事業】 （成績目標が設定されていない、本事業の実施が放課後児童クラブの新設による児童クラブ待機児童の解消に貢献することを踏まえると、「児童クラブの待機児童教習」や「本事業実施による放課後児童クラブ定員の増加数」等を成績目標として、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。	R4 R5	要 要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成績目標の設定が適当なのかを検討します。 整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成績目標の設定が適当なのかを検討します。	令和4年度 令和5年度	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成績目標の設定が適当なのかを検討します。	取組中 取組中

（令和3年度報告書分） 外部監査改善措置票

ID	所管部署	指摘事項 真番号	指摘事項 区分	指摘事項又は基目の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
176	こども政策課	76 367	意見	○詳細な成果目標が設定されていない。 本事業の目的は、生活困窮世帯の多額の経済的負担軽減であることを成果目標と定めており、申請がある。定期的に実績目標の設定が行われる必要がある。定期的に実績目標を達成するためには、扶助金を支給すべき児童者総数を把握し、経費に対する実際申請者数の比率を成果目標として設定することが考えられる。 一方、中長期的には、逆に貧困家庭を減らすため扶助金利用人数を減らすことを目指すべきである。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適切なのかを検討します。	令和4年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適切なのかを検討します。	取組中
177	こども政策課	79 367	意見	【放課後児童クラブ利用料算定事業】 現状の予算算定の根拠について、以下の通り実態と乖離しているという問題点があるため、予算算定されたい。 ・月額保育料10,000円は、保育料の最高額であり、保育料の平均額6,400円と乖離している。 ・対象者数634名は、令和元年1月時点の施設名と申請者数であるが、令和2年度の利用入数594名と乖離している。	R4	要	予算要求時ににおいて、利用見込数をより正確に求め算定します。	令和4年度	利用見込数をより正確に求め算定します。	取組中
179	こども政策課	76 375	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○成果目標に改善の余地はある。 「放課後児童支援員等の賃金上昇の実績値」を算出するにあたって、県の調査結果を利用しているが、県の調査対象者には本事業による補助を受けない者が、者も含まれる。従って、補助金支出先児童クラブの処遇改善率又は処遇改善額を成馬目標とするべきである。 また、具体的な数値による成果目標を設定すべきである。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適切なのかを検討します。	令和4年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適切なのかを検討します。	取組中
180	こども政策課	58 81 377	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の入手漏れがある。 市は、各児童クラブが実施要綱に定める要件に則して運営をしているかどうかの自己チェックリストを提出してもらうとともに、実施要件も備えている。各児童クラブ側が作成していない資料のコピーを提出してもらうことで、実施要件の充実状況を確認している。 しかししながら、一部資料について児童クラブから資料を提出されないままで、検査を終えて、資料は漏れなく入手された。資料は漏れなく入手された。	R4 R5	要 要	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。 各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	令和4年度 令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。) (実施後、その内容が記載されます。)	取組中 取組中

外部監査改善措置票

(令和3年度報告書分)

ID	所管部署	指摘事項 真番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
182	ごとも政策課	58 378	意見	○ 改善後見童子登録等の処理改善等事業】 平成25年度当時の根拠が不明確 に係るBの数値について、R4 市に給与台帳を見ても不明確 市は、Bの数値を明確にするよう尼童 ラブに指導し、必要に応じて検査時に数値の根 拠を確認すべきである。	R4	要	賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠の明確 にするより尼童ラブに指導いたします。	令和4年度	賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠のみを明 確にするよう尼童ラブに指導いたします。	取組中
185	ごとも政策課	82 381	意見	【放課後児童支援員等の処理改善等事業】 ○本事業実施上の課題及び課題解決策の提 前述に記載のとおり、主に実績報告書の提出 及び実績報告書に対する市の検査において、多 数の課題が意見されました。理由毎に大別すると、 以下のように区分されると考えられます。 ①担当課及び事業者が、法令や厚生 労働省からの通知を十分に理解していないこと により生じる問題 ②質の高い深度ある検査が実施されていないこと ③より生じる問題 ④担当課における人的リースの不足 これらの問題点を解消するためには、担当課 及び事業者が、開催する法令や厚生労働省から の通知を十分に理解する必要があるとともに、担 当課がより質の高い深度ある検査を実施する必 要がある。	R4 R5	要 要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
192	観光課	80 394	意見	【観光協会運営補助金】 ○公益事業の定義が不明確 観光協会運営補助金交付要領第3条において、 補助金交付の根拠となる活動について、観光協会 の公益事業の運営に係る経費と規定されてい る。公益事業の定義は同一目的で定められるものではなく、その判断に主眼が入る余地があ る。本事業における「公益事業」の定義について、 補助金交付要請又は別の内部文書において、 具体的に明記することを検討されたい。	R4 R5	要 要	ここでいう「公益事業」は、「公益的事業」とし、例示 的整理がかかる認識です。時代の変化にも対応 できるよう事業性質をもつて定義できるよう取り組みま す。	令和4年度	観光協会実施事業について、どの事業が公益的 事業に該当するか整理を行いました。	取組中
196	観光課	76 399	意見	【那覇大綱挽保存会補助金】 ○那覇大綱挽市场主体の経済効果試算について 事業の効果検証においては、那覇大綱挽推 定者数に基づいて検証するに留まらず、「那 覇大綱挽市场主体の経済効果を測定し事業の効 果測定を利用して補助金1円当たりの経済 効果金額による事業の効果が測定できるようにな るよう、業務のデジタル化について検討を進めます。	R4	要	那覇大綱挽市场主体の経済効果を測定して調査・試算 について検討を行います。	令和6年度	経済効果の測定方法や事業者測定について検 討しました。次年度以降、予算確保して調査・試算 を実施してまいります。	取組中

（令和3年度報告書分） 外部監査改善措置票

ID	所管部署	直番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
197	観光課	87 400	意見	より適切である。 しかたつて、「那覇大綱挽」までの経済効果を計算することを検討されたい。	R5	要	那覇大綱挽までの経済効果を、那覇三大まつりや他市内イベント等それぞれの結果を調査、試算について検討を進めます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
209	観光課	53 82 415	意見	○土産物店の黒字化について 市は、観光協会に対し、土産物店の販売黒字化について期間を設けて取り組んでもらい、仮に運営業務の根柢強化が実現されなければ土産物店などを指導すべきである。	R4	要	残業席への企業看板の募集や、 <u>十玉協賛など大綱挽保存会ともに検討を進めます。</u>	令和5年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
210	観光課	55 88 417	意見	○観光案内所運営補助金 那覇県が運営する観光案内所との協議 市及び那覇市観光案内所の役割分担を含めた3者で、2つの観光案内所の役割分担を検討するところに、2つの観光案内所における義務の一元化や窓口業務担当者の相互派遣等、費用削減に繋がる施設の有無を検討いただきたい。	R4	要	旭橋の沖縄県観光案内所と牧志在の協会案内所の役割分担について、今一度確認し、相互に効率的運営となるよう観光協会とともに取り組みます。	令和4年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
							R4.8に沖縄県観光案内所を所管する沖縄県観光振興課と本市観光課、那覇市観光協会の3者で情報交換を行いました。 県の案内所については、沖縄県金体の案内、市内の案内所についても、市内の案内が中心であり、その役割が異なっています。お互いに足りない情報を備完し、協力連携していくことで業務効率化を図っています。	R5.8上旬に工事完了。	取組中	

（令和3年度報告書分） 外部監査改善措置票

ID	所管部署	直番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
211	商工農水課	78 421	意見	【小口資金融資事業】 ○低送する融資実績への対応策について 市は本事業の融資利用件数を増加させる施策を検討しているが、仮に市の制度融資による借り入れ需要が高まれば、あえて市の制度融資の件数を増やす必要はないとも言えるため、市の経済状況や銀行・商工会議所からの闘争金等を勘案し、市内におけるセーフティネットの融資による借り入れ需要を目標と定め、必要な件数を増加させる施策を実行すべきである。	R4	要	令和3年度に融資上原領の変更や窓口拡大等の一部変更を盛り込んだ要請改正を行い、借入需要量の状況を注視しているところです。 それを踏まえた上で、県など他の制度等の状況や景気・経済状況を考慮しながら当該制度についてどのような施策を講じるのが適切なのか検討して参りました。	令和4年度	令和4年4月1日付旧の規則を廃し、新たに要綱を制定しました。大手の内容が盛り込み、利便性の向上を図りました。その結果、3年度と比較し、申込件数6件増(5件→11件)、融資実行件数7件増(2件→9件)、融資実行額24,560千円増(6,500千円→31,060円)と利用実績の増につながりました。	整理済み
212	商工農水課	88 422	意見	【小口資金融資事業】 ○誤解を与えかねない契約書上の文言について 市と金融機関との間で締結される那覇市小口資金融資の約款において融資額が記載されており、目標額が10倍の金額に設定されており、前述した本事業の生産性と整合しない契約内容となる。 誤解を避けるために、契約書の文言について、「融資目標額」とすることであるべきである。	R4	要	契約書の文言について、事業の性質に整合し、また誤解を避けるために適切な表現に改めることを検討します。	令和5年度	令和5年度の契約内容において、「融資目標額」という文言から、「融資上原領」という文言に修正し、契約の締結を行いました。	整理済み
213	商工農水課	88 423	意見	【小口資金融資事業】 ○貸倒損失の懸念的な把握 一定水準以上の貸倒損失や貸倒損失率が生じた場合には、その要因を分析し、融資した銀行とも情報共有の上で、次回以降の融資判断に役立てる、という業務フローの導入を検討された。	R4	要	貸倒要因の分析を行い今後の融資判断に役立てることができるように融資判断に調整し導入の可能性を検討して参ります。	令和6年度	※令和4年度沖縄県信用保証協会事業報告書によりまして、当該事業の貸倒件数はここ数年1~2件で推移しており、金融機関が有する膨大な貸倒件数と比較すると、融資判断の材料になる程のものではなく、併せて過去の貸倒件数が少ないことでも、幾つかの材料の一つに過ぎないことが挙げられます。 また、要因分析含む融資判断については各金融機関(保証の譲り受けの件数は、小口のみならず他の融資事故の件数も踏まえて作成されています)の融資事故の要因分析も踏まえて作成されています。 業務フローの導入を検討した結果、効果が期待できないものだと認識しています。	整理済み